

PEFC ガイド

PEFC GD 2001:2014

発行日：2014 年 6 月 19 日

林産品の CoCー 使用ガイド

PEFC 評議会

World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport

CH-1215, Geneve, Switzerland

電話：41-22-799-4540

ファックス：41-22-799-4550

W-mail: info@pefc.org

Web: www.pefc.org

(本文書は PEFC アジアプロモーションズによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、この日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、PEFC アジアプロモーションズの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

著作権に関する注意書

©PEFC 評議会 2014

この PEFC 評議会文書は PEFC 評議会の著作権によって保護されている。この文書は PEFC 評議会のウェブサイトから、また、請求により無料で入手可能である。

この文書の著作権が及ぶ範囲のいかなる部分であっても、形や方法に関わりなく、これを PEFC 評議会の許可なく変更または修正、再作成、転写することは許可されない。

この文書は英語版をもって正式とする。この文書の翻訳は PEFC 評議会または PEFC 各国認証管理団体によって提供される。翻訳版の不明な点については英語版を基本とする。

文書の表題：林産品の CoC—使用ガイド

文書名：PEFC GD 2001:2014

承認者：PEFC 評議会理事会

承認日：2014 年 6 月 19 日

発行日：2014 年 6 月 23 日

発効日：2014 年 6 月 23 日

目次

前置き	5
序文	6
1 適用範囲	7
2 規準的参考文書	7
3 用語と定義	7
4 2013年版規格の基本的な変更点	8
4.1 構成上の変更	8
4.2 追加および／または変更された定義	9
4.3 PEFC のデューディリジェンス・システム (DDS) 5 章	9
4.4 新しい PEFC 主張「PEFC 管理材」の追加 (付属文書 1)	11
4.5 欧州木材規制および他の国際法と PEFC-COC および DDS との関連	14
4.5.1 信頼ある認証	14
5 PEFC ST 2002:2013 の使用のための一般的なガイド	15
3 定義	15
3.2 認証原材料	15
3.4 林産品の COC	15
3.5 主張／原材料のカテゴリー	16
3.12 林産品	16
3.19 その他の原材料	16
3.20 PEFC 承認認証書	16
該当組織 (3.18)／供給者 (3.27)／顧客 (3.10)／下請業者 (8.8)	17
3.24 リサイクル原材料	18
4 原材料／製品の原材料カテゴリーの確認	19
4.1／4.2 付属書 1 原材料カテゴリーの確認	19
4.2 供給者の段階における確認	21
5 DDS に関する最低限の要求事項	22
5.1 一般的な要求事項	23
5.2 情報の収集	24
5.3 リスクの評価	27
5.4 根拠に基づくコメントまたは苦情	36
5.5 重大なリスク供給品の管理	36
5.6 市場への出荷の禁止	37
6 COC の方式	38
6.2 物理的分離方式	38
6.3 パーセンテージ方式	39
7 主張付き製品の販売および情報の伝達	46

7. 1 販売／譲渡された製品に関する文書	4 6
7. 2 ロゴおよびラベルの使用	5 0
8 マネジメントシステムに関する最低限の要求事項	5 1
8. 1 一般的な要求事項	5 1
8. 8 下請業	5 2
付属書 1 : PEFC 主張の仕様書	5 3
付属書 2 : マルチサイト組織が実行する COC 規格	5 5
2 定義	5 5
4 本規格の要求事項をマルチサイト組織が実行する場合の責任の範囲	5 5
付属文書 1 : 特定のプロジェクトに関わる PEFC-COC の実行に関するガイダンス	5 7

前置き

PEFC 評議会（the Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）は、森林認証および林産品のラベル制度を通じて持続可能な森林管理を普及する国際組織である。PEFC の認証主張やラベルが貼付された商品は、消費者や最終ユーザーに、原材料が持続可能に管理された森林、リサイクル、および問題のない出处からのものであることに関する信頼を届ける。

PEFC 評議会は、各国の森林認証制度に対し、PEFC 要求事項への適合と定期的な再評価を要求し、これに承認を与える。

序文

このガイド文書は、「PEFC ST 2002:2013、林産品の COC—要求事項」に関する説明、明瞭化および解釈を提供する。このガイド文書では、PEFC ST 2002:2013 の文章を反復することをせず、必要に応じて説明、明瞭化および解釈を加えるものである。このガイド文書において引用される PEFC ST 2002:2013 の特定の章、項および節は太字で印字される。

この文書は3つの部で構成される。最初の部である第4章は、旧規格 PEFC ST 2002:2010 との比較で PEFC ST 2002:2013 の重大な変更について解説する。次の部、第5章は PEFC ST 2002:2013 の要求事項に関するガイダンスを提供する。分かり易くするため、このガイド文書の第5章は、PEFC ST2002:2013 の構成および順番に従う。最終部である付属書1はプロジェクト認証の実行のためのガイドである。

この文書は、旧 PEFC GD2001:2011 を基にしている。部分的には、このガイド文書から変更なく採用されている。その典型例は、COC の方式、認証率の計算例およびプロジェクト認証の部分である。

このガイド文書は、固定的なものではなく、PEFC の COC およびラベリング作業グループが作成し、PEFC 総会の承認を得た新しい解釈や要求事項に従って修正される。説明、明瞭化、および／または解釈を必要とする問題は PEFC 事務局のテクニカル部あてに送られることがある。

このガイド文書の規定は情報提供であり、適合性評価の行為はすべて PEFC ST 2002:2013 に照らして実行しなければならない。

COC の社会、保健、安全上の要求事項に関する第9項のガイダンスは、この「社会的要素ガイド」が詳細にわたることに鑑み、別個の文書で解説する。

1 適用範囲

このガイド文書は、COC 規格の第 9 項「社会、保健および安全上の要求事項」を除き、PEFC-COC 規格の要求事項の実行のための情報を提供する。

2 規準的参考文献

PEFC ST 2002:2013 「林産品の COC -要求事項」

PEFC ST 2001:2008 「PEFC ロゴ使用規則」

3. 用語と定義

このガイドの目的のため、PEFC ST 2002:2013 が規定する関連定義が適用される。

4 2013 年版規格の基本的な変更点

4. 1 構成上の変更

本規格の構成上の変更は、この規格の読解を容易くするためのものであり、要求事項の変更を意味するものではない。

1. 前規格の付属書 2 (DDS) を主文書に移動

新しい PEFC DDS がすべての認証書保有者に適用され、その DDS システムが組織の COC の不可欠な部分となったことに従い、PEFC DDS の要求事項は付属書から本規格の主文書に移動された。(5 章)

2. 前規格の付属書 4 (社会的要求) を主文書に移動

社会、保健、安全上の要求事項は、付属書から本規格の主文書に移動された。(9 章) 要求事項の内容には変更なし。

3. 入荷原材料の確認に関わる 4 章および主張つき製品の販売および情報伝達に関わる 7 章の分離

PEFC ST 2002:2010 においては、物理的分離方式およびパーセンテージ方式に関わるそれぞれの章が入荷原材料の確認および認証製品の販売および情報の伝達に関連する要求事項として同じのものを含んでいた。この重複は、入荷原材料の確認(4 章)および認証主張付き製品の販売及び情報伝達(7 章)との 2 つの章を別個に設けることで除去された。さらに、COC の方式に関わる二つの章が一つに統合された。(6 章)

図 1 は、内容的に関連する部分を対比させてこの構成上の変更を示す。

CoC 工程の要求事項 — 物理的分離方式	11		
4.1 物理的分離方式の一般的な要求事項	11		
4.2 認証原材料・製品の由来の確認	11		
4.2.1 入荷の段階における確認	11		
4.2.2 供給者の段階における確認	12		
4.3 認証原材料・製品の分別	12		
4.4 販売および認証製品に関する情報の伝達	12		
4.4.1 販売・譲渡製品に関する文書	12		
4.4.2 ロゴおよびラベルの使用	13		
5. CoC 工程の要求事項 — パーセンテージ方式	14		
5.1 パーセンテージ方式に関する一般的な要求事項	14		
5.1.1 パーセンテージ方式の適用	14		
5.1.2 製品グループの決定	14		
5.2 由来の確認	14		
5.2.1 入荷の段階における確認	14		
5.2.2 供給者の段階における確認	15		
5.3 認証率の計算	15		
5.4 算出された認証率の生産量への振替	16		
5.4.1 平均パーセンテージ方式	16		
5.4.2 ボリュームクレジット方式	16		
5.5 販売と認証製品に関する情報の伝達	17		
5.5.1 販売・譲渡された製品に関する文書	17		
5.5.2 ロゴおよびラベルの使用	18		
5.6 問題のある出処	19		
		4 原材料／製品の原材料カテゴリーの確認	13
		4.1 入荷の段階における確認	13
		4.2 供給者の段階における確認	13
		5 デューディリジェンス・システム (DDS) に関する最低限の要求事項	14
		5.1 一般要求事項	14
		5.2 情報の収集	14
		5.3 リスク評価	15
		5.4 根拠に基づくコメントまたは苦情	17
		5.5 重大リスク供給品の管理	17
		5.5.1 総論	17
		5.5.2 供給連鎖の確認	18
		5.5.3 現場検査	18
		5.5.4 是正処置	19
		5.6 市場への出荷の禁止	19
		6 COC の方式	20
		6.1 総論	20
		6.2 物理的分離方式	20
		6.2.1 物理的分離方式に関する一般要求事項	20
		6.2.2 認証原材料／製品の分別	20
		6.3 パーセンテージ方式	20
		6.3.1 パーセンテージ方式の適用	20
		6.3.2 製品グループの決定	20
		6.3.3 認証率の計算	21
		6.3.4 算出された認証率の生産品への振替	21
		6.3.4.1 平均パーセンテージ方式	21
		6.3.4.2 ボリュームクレジット方式	22
		7 主張付き製品の販売および情報伝達	23
		7.1 販売／譲渡された製品に関する文書	23
		7.2 ロゴおよびラベルの使用	23

4. 2 追加および／または修正された定義

一部の定義の追加または修正により、本規格の様々な側面が明瞭化された。

3. 7 紛争木材

この定義は、PEFC DDS の紛争木材（5.1.7 項）の排除に関する新しい要求事項との関連で追加された。

3. 8 管理材

この定義は、PEFC 管理材の主張との関連で追加された。

3. 9 問題のある出处

この定義は、違法伐採に関する欧州木材規制の定義への適合を目的に追加された。生物多様性の保全、第三者の財産、保有、使用権に関する条例、国法、国際法への言及および伐採国の貿易関税法に関する言及が含まれる。

3. 11 デューディリジェンス・システム（DDS）

この定義は、デューディリジェンス・システムの意味を全体的に説明するために追加された。

3. 14 森林プランテーション

この定義は、一次林の森林プランテーションへの転換に関する要求事項との関連で追加された。この規格は一次林のプランテーションへの転換から派生する原材料の投入を禁じているので、この定義はプランテーションと考えられるものが何であるかを特定する。この定義は、PEFC ST 1003:2010「持続可能な森林管理—要求事項」から採用されたものである。

3. 16 原材料のカテゴリ

この定義は、前規格の「由来／原材料の由来」の定義から修正された。「由来」の用語は異なる原材料カテゴリ（「認証」「中立」「その他」）と、原材料の地理的な由来（伐採国）との区別をより明瞭にするために除去された。現在「由来」の用語は、原材料の伐採国／地域／管理主体への言及においてのみ使用される。

3. 19 その他の原材料

この定義には、林産原材料への言及をより明確にするために「林産」の用語が盛り込まれた。

3. 22 一次林

この定義は、一次林の森林プランテーションへの転換に関する要求事項との関連で追加された。この規格は、一次林の森林プランテーションへの転換から派生する原材料の投入を禁じているので、この定義は、一次林とされるものが何であるかを特定する。この定義は、PEFC ST 1003:2010「持続可能な森林管理—要求事項」から採用されたものである。

4. 3 PEFC デューディリジェンス・システム（5章）

この 2011-2013 にわたる改正プロセスの主な目的は、この規格の DDS の部分の PEFC リスク評価手順をさらに発展させることにあった。故に、この規格の主な変更は 5 章にある。

1. PEFC の DDS はすべての認証書の保有者と PEFC 認証主張付きの供給品に適用される

最新の PEFC の DDS は、認証書の保有者全員および PEFC 認証製品に適用される。この主な理由は、PEFC が PEFC 認証品の供給チェーンにおける透明性を求めるからである。それ故、すべての林産品に関連する

由来と樹種に関する情報へのアクセスは、供給チェーンのどの時点においても入手可能でなければならない。この動きは、デューディリジェンスを求める法律の世界的な潮流（欧州木材規制、米国レガシー法、豪州違法伐採禁止法）によりますます強まっている。

2. 自己宣言書の廃止

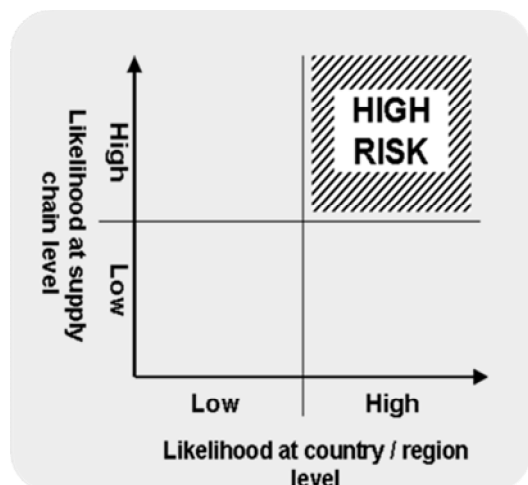
供給者の署名入り文書による自己宣言書は要求されなくなった。それに代わり、組織は上記の情報へのアクセスと現場検査を許容する旨を供給者との間に合意しなければならない。この目的のためには、自己宣言書は依然有用であるが、例えば、契約書などそれ以外の方法も可能である。

3. 新しいリスク評価の方法

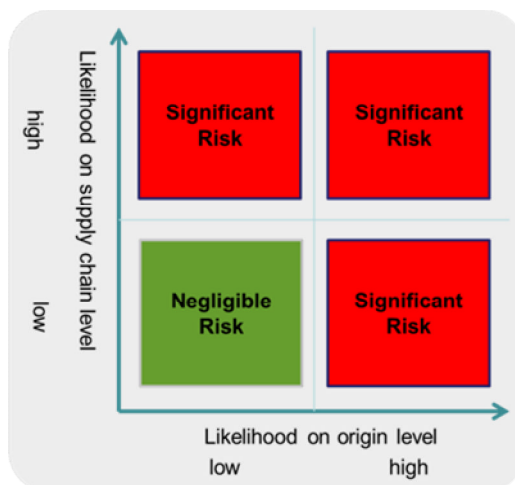
リスク評価の方法は、欧州木材規制の「極小リスク」との整合性を図るため「高リスク」を確認する方法から、「極小リスク」を確認する方法に変更された。この方法の違いは図2に図示される。

図2：2010年版と2013年版のリスク決定方法の比較図

PEFC ST 2002:2010 のリスク決定方法



PEFC ST 2002:2013 のリスク決定方法



（縦軸：供給チェーンレベルの見込みの度合い、横軸：由来レベルの見込みの度合い、緑：極小リスク、赤：重大リスク）

リスク評価の上記以外の変更には下記がある。

- ・「極小リスク」の新しい指標（表1）：これらの指標は以前においては供給チェーンのレベルにおけるリスク水準の指標であった。
- ・由来の段階における「高い見込みの度合い」の追加指標（表2）：武力紛争の横行およびリスク評価上の問題がある出処行為に関連がある樹種を考慮して二つの指標が追加された。
- ・供給チェーンの段階における「高い見込みの度合い」の新しい指標（表3）：供給チェーンの段階における問題がある出処の見込みの度合いを決めるために導入された一連の新しい指標である。主として供給チェーン上の透明性の欠如に焦点を充てており、確実性が低い程リスクは高くなる。
- ・地理的区域法によるリスク評価（5.3.8）：組織は、特定の地理的区域に関するリスク評価を一つの供給者についてではなく、区域についてリスク評価を実行することができる。これは、同じ区域の同じ樹種（それ以外の要素もすべて同じであること）を多数の異なる供給者から調達する組織による利用を目指したものである。これにより、組織が、同じ結果となる多数の類似のリスク評価を実行しなければならないと言うマネジメント上不要な負担を軽減するためである。

4. 根拠に基づくコメントまたは苦情

この要求事項（5.4）は、PEFC ST 2002:2010（付属書2 表1）の由来レベルのリスクに関する指標として表記されていたものであるが、より明瞭にするために別個の要求事項に変更された。万一、貴社が出处に問題がある原材料に関する根拠に基づいた懸念を有する場合（そうせざるを得ない場合）は、該当の原材料を極小リスクであると見做すことはできない。この場合、その懸念が払拭されない時は、その懸念を調査し、関連リスクの再評価をしなければならない。これは、PEFC 認証主張が付いた原材料の供給品にも当てはまる。

5. リスクの軽減

重要な変更は、5.5.3.3においてPEFC ST 2003:2012 PEFC国際CoC規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項第5.2.6項に言及していることである。この言及により、供給者の現場検査に携わる第三者の技量が特定される。

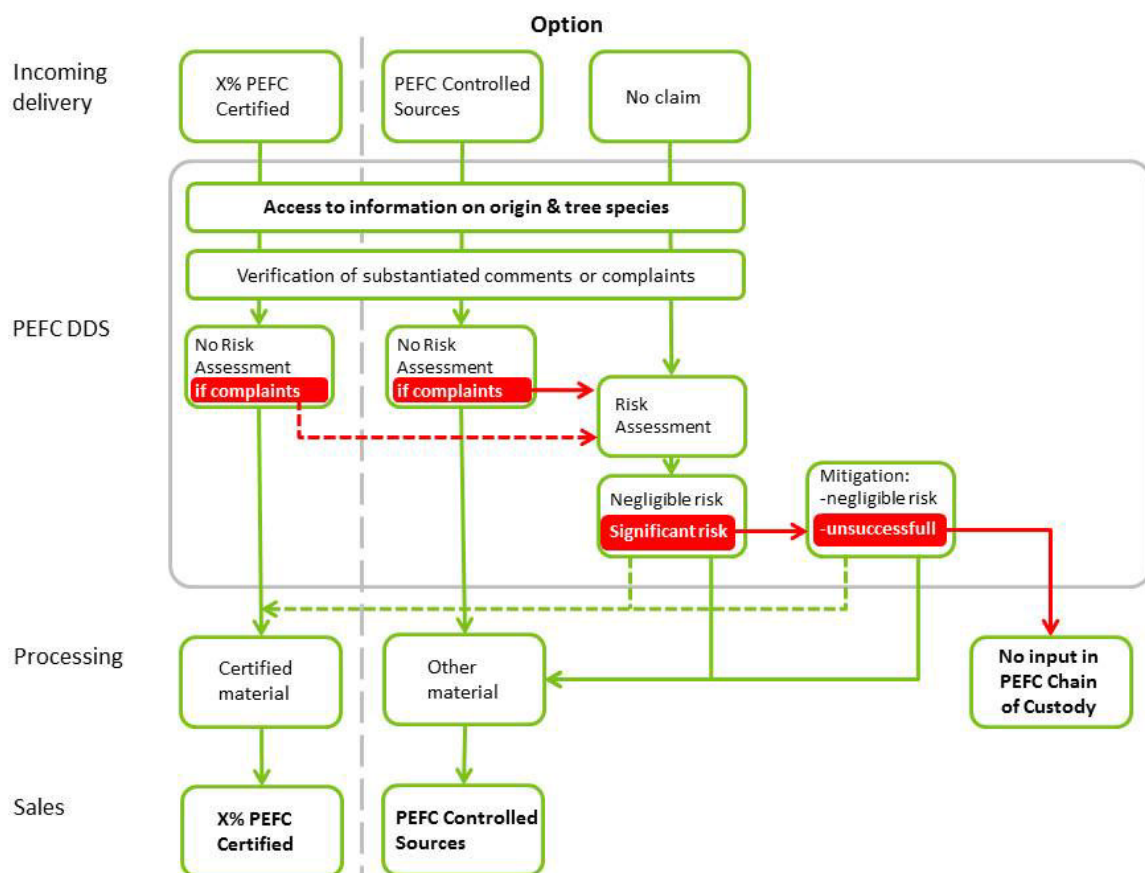
4. 4 新しい主張「PEFC 管理材」の追加（付属書1）

新しい「PEFC 管理材」の主張は、組織のCOCからの生産品に対し、PEFCのDDSが実行されたことを示すために使用することが出来る。この主張は、組織のCOCによる生産品でPEFC認証主張ができないものに使用するものである。

組織は、「PEFC 管理材」主張をする製品の販売を目的にPEFC-COC認証書を使用することができる。この場合、組織のCOCからの生産品の100%が「PEFC 管理材」として販売される。このオプションは、PEFC認証の供給品を入手できない組織が、（例えば欧州連合木材規制が求めるように）DDSを実行したことを示したい場合に適している。この他にも、現在PEFC認証林が存在しないとか、PEFCの承認を受けた地域の認証制度が存在しない国などでも応用が可能である。

下記の図3と図4は、PEFCのDDSと「PEFC 管理材」の供給品と主張の使用のオプションがどの様に組織のCOCシステムに当てはまるかを示す。

図 3：物理的分離方式の場合の PEFC DDS 及び PEFC 管理材主張



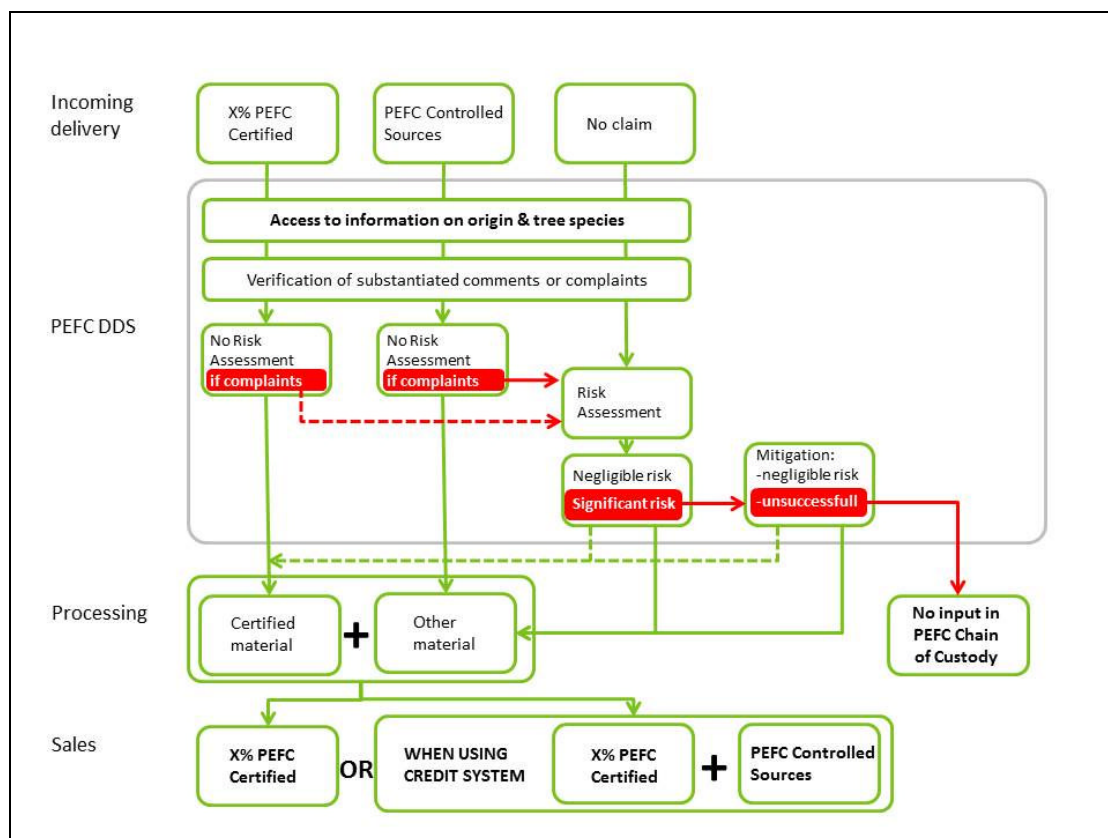
物理的分離方式（図 3）

もし認証書の適用範囲が PEFC 認証製品の購買および販売に限られる場合は（縦の点線の左）、DDS は供給品の樹種および由来に関する情報の入手（入手手段）に限られる。PEFC 認証製品は「極小リスク」と見做されるのでリスク評価は必要がない。これに関しては **5.3.1** を参照。これに条件がつくとなると、「根拠に基づくコメントや苦情」がないことである。もしそのような苦情があるとしても、図 3 の点線の矢で示される様にリスク評価が無事に終了すれば、そのまま認証製品と見做される。

COC に非認証品も含まれる場合は、リスク評価が必要となる。これは図の点線の右側に示される。「PEFC 管理材」の主張が付いた供給品は「極小リスク」なので（根拠に基づく懸念がない事）、リスク評価は免除される。PEFC の主張がないその他の原材料については、リスク評価の実行が求められる。

その原材料について「極小リスク」とすることができると決定した場合、COC において「PEFC 管理材」である「その他の原材料」のカテゴリの原材料として扱い、販売時には「PEFC 管理材」の主張をすることができる。

図 4：パーセンテージ方式の場合の PEFC DDS 及び「PEFC 管理材」主張



パーセンテージ方式（図 4）

「PEFC 認証」および「PEFC 管理材」の主張は「極小リスク」なので、リスク評価を実行する必要はない。この場合、DDS は供給品の樹種および由来に関する情報（またはその入手法）を得るだけに限られる。この免除に関しては **5.3.1** も参照のこと。ここに一つだけ当てはまる条件は、「根拠に基づくコメントまたは苦情」がないことである。もしそのような苦情がある場合は、図 4 の点線の矢印で示す様に、リスク評価で問題がなければ「認証品」と見做すことができる。

PEFC 主張なしで受け取ったその他の原材料については、リスク評価を実行する必要がある。「極小リスク」である場合、それらの供給品は、COC において「PEFC 管理材」の「その他の原材料」として扱い、販売時には「PEFC 管理材」の主張をすることができる。これらは、認証原材料と混合されて「X%PEFC 認証製品」とするか、「PEFC 管理材」の主張をつけて販売することができる。「PEFC 管理材」の主張で納品された供給品は「その他の原材料」となるので、PEFC 認証品として販売したり、認証率に加算することはできない。

販売時点における「PEFC 管理材」主張の使用は、適用された COC 方式によって可能である。平均パーセンテージ方式の場合であれば、製品グループの生産物はすべて一つの認証率で主張され、通常そこには「PEFC 管理材」の主張はされない。（組織は選択肢の一つとして「PEFC 認証」の主張を使用せずに「PEFC 管理材」の主張をすることも可能である。例えば、認証率が低い場合など。）ボリュームクレジット方式は、生産品の一部のみが認証材として販売される。この場合、それ以外の生産品は認証品として販売することができないが、「PEFC 管理材」の主張を付して販売することを選択できる。

4. 5 欧州木材規制および他の国際法規と PEFC の COC および DDS との関係

PEFC の COC は、特に違法伐採による木材の貿易を防止する目的で世界的な潮流となっている法律を順守するために改正された。この改正の中心点は欧州木材規制ではあるが、この規格では米国のレイシー法、オーストラリア違法伐採禁止法など他の法律も考慮している。

これらの法律に共通するテーマは、木材製品の調達源を確認する際に実行する「デューディリジェンス（リスク評価）」または「然るべき注意」を通して組織の行動規範を変更することにある。

それ故、改正された COC では、透明性および情報の入手可能性を PEFC の DDS の中核的な要素とする。COC における供給品の由来や樹種の情報は PEFC の供給チェーン上のどの時点、また何時の時点においても入手可能でなければならない。これは、欧州木材規制の要求を超えるものである。

4.5.1 信頼ある認証

欧州木材規制のガイド文書には、企業が PEFC などの第三者認証の信頼性を評価するために使用可能な下記の 4 つの質問を盛り込んでいるが、PEFC はこれらの基準をすべて満たしている。

1. 欧州委員会施行規則第 4 条の要求事項（607/2012 号）は満たしますか？

PEFC は第三者認証制度に関する欧州木材規制の要求事項を満たします。

- ✓ PEFC の要求事項システムは一般公開され、関連する法律の要求事項をすべて満たすことを要求しています。
- ✓ PEFC は、関連する法律の遵守を含む認証の要求事項を検証するために認証機関に対し現場視察を含む年次検査を実行することを求めています。
- ✓ PEFC の COC 認証は、認証機関による検証を受けており、供給チェーン全体を通じて木材や林産品をトレースします。すべての木材は、関連する法律を順守し、持続可能に管理された PEFC 認証森林、または関連する法律を順守しかつ出处に問題がないと見做される森林管理行為に由来していなければなりません。
- ✓ COC の不可欠な要素である DDS は、供給チェーンに投入される木材が（違法伐採を含む）問題がある出处からのものであるリスクが最小化されていることを確実にするための管理統制を提供します。

2. この認証またはその他の第三者検証制度は国際規格または欧州規格（例：関連する ISO ガイド、ISEAL コードなど）に適合していますか？

PEFC 認証は、関連する ISO ガイドに適合します。中でも、PEFC は、認証機関、審査員、認証プロセスおよび認定がそれぞれ関連する ISO 規格やガイドに適合することを求めています。さらに、PEFC は ISO や国際認定フォーラム（IAF）および認定のための欧州協力と正式に提携しています。

3. 木材や林産品の輸出元である特定の国における第三者検証制度に欠陥や問題がある可能性があるとして、根拠に基づく報告などがありますか？

2013 年度版の PEFC-COC 規格は、DDS の一部として根拠に基づくコメントや苦情の受理の可能性について考慮しています。また、この質問には該当の木材や林産品の輸出元国、特に伐採国との関連で

解答する必要があります。さらに、手引きが必要な場合は、各国の PEFC 加盟メンバーや国際 PEFC が必要な説明を提供します。

4. 欧州委員会施行規則（607/2012 号）第 4 条（b 項）、（c 項）および（d 項）で言及されている検査や点検をする第三者とは、認定を受けた独立機関ですか？

これと関連する ISO の要求事項に沿って、PEFC 認証は独立した各国の認定機関による認定を受けた第三者認証機関による検証を受けています。認定機関は国際認定フォーラムの加盟メンバーである必要があります。

5. PEFC ST2002:2013 使用に関する一般的なガイド

参照を容易にするため、第 5 章の採番は PEFC ST2002:2013 の章や項の採番と一致させている。

3 定義

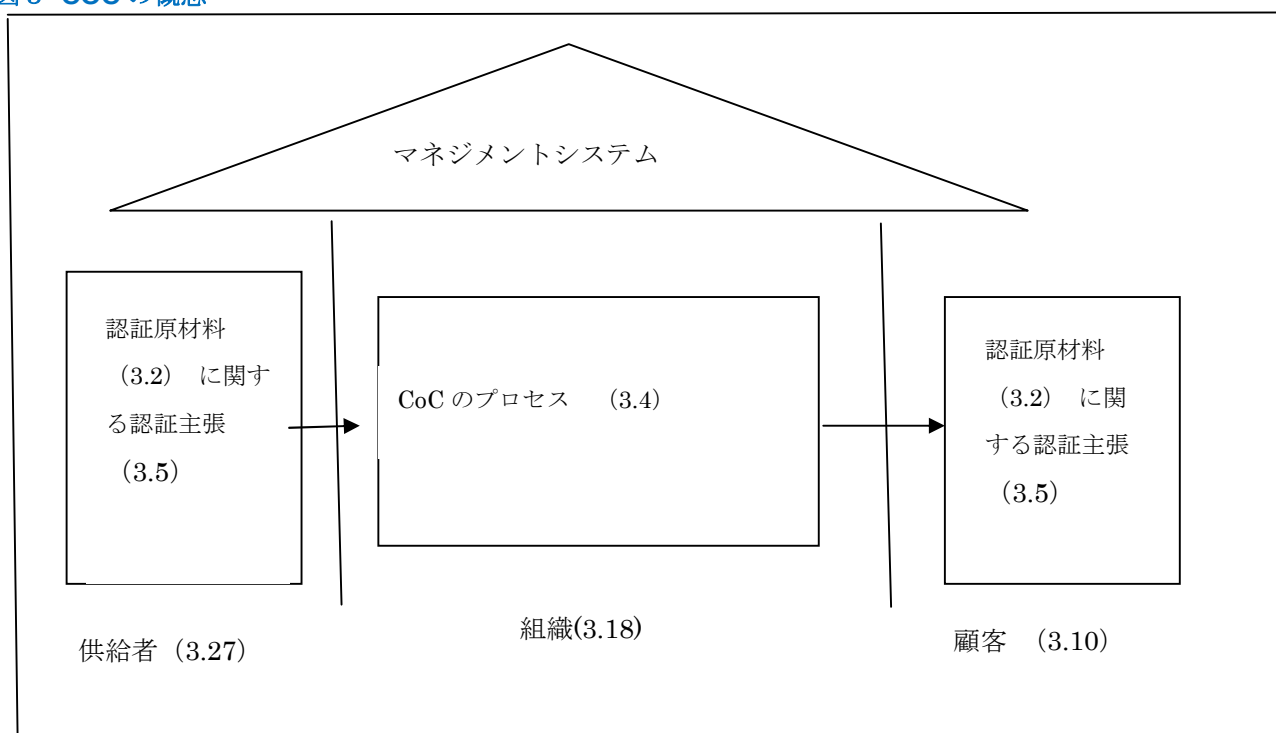
3.2 認証原材料

認証原材料の定義は、「COC 主張の対象となる原材料」とされる。PEFC 認証原材料の場合、これはこの規格の付属書 1 で規定される「PEFC X %」とする主張の対象となる原材料である。PEFC 管理材も COC 主張の対象の原材料であるが、これは認証材とは見做されない。

3.4 林製品の COC

この規格では、COC の定義を認証原材料の含有量に関して正確かつ検証可能な情報を扱うプロセスであるとする。プロセスとは、入力（input）を出力（output）に変換する何らかの行為であると定義される。COC においては、入力は認証原材料の含有に関する供給者の主張であり、出力は認証原材料の含有に関して組織が顧客にする主張である。

図 5 COC の概念

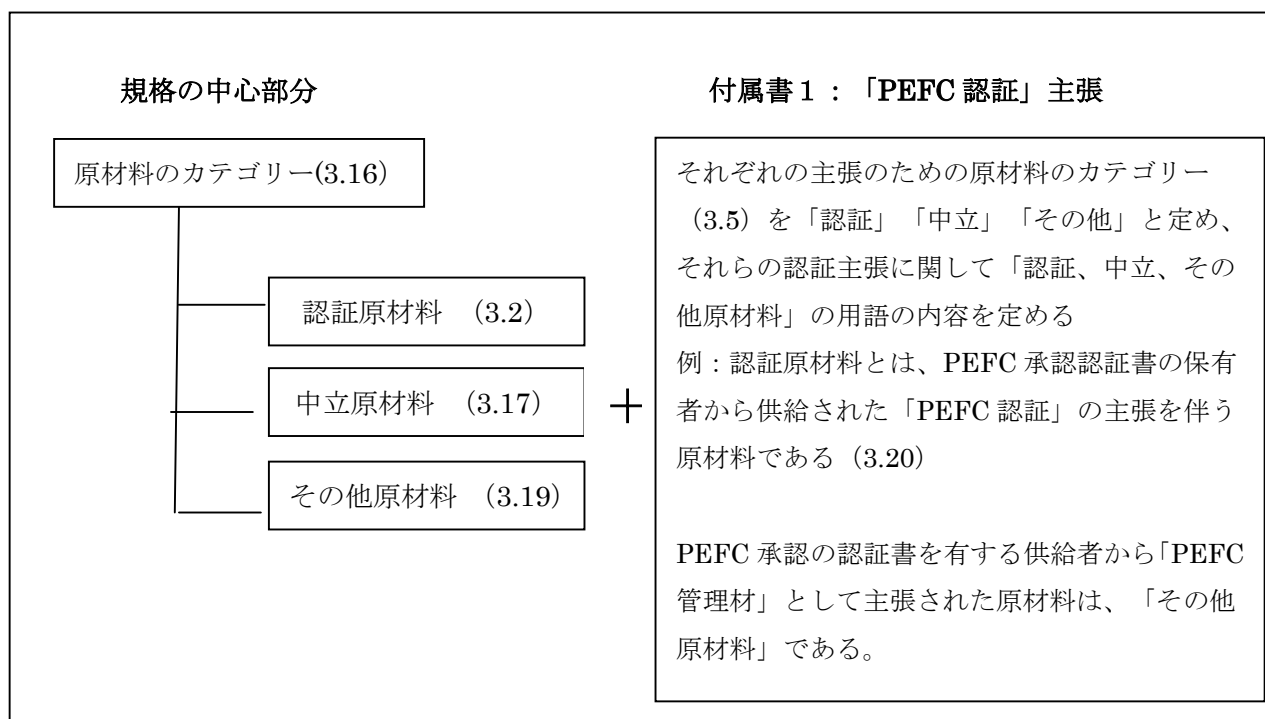


3.5 主張／3.16 原材料のカテゴリー

一般的に、主張は製品の一定の側面に関する情報として定義される。CoC の場合、主張は原材料のカテゴリーに関連するものである。原材料のカテゴリーは、その原材料がどこから来たかに関する地理的な場所としてではなく、その原材料の認証に関わる特徴に関連するものである。故に、認証原材料の由来は PEFC 認証を受けた森林から、またはリサイクル源から、ということである。

CoC 規格は、PEFC 評議会の認証主張（例：PEFC 認証）または PEFC 加盟の各国認証制度独自の認証主張など各種の認証主張の目的のために使用することができる。それぞれの主張は、原材料に関して論理的にそれを認証と認めるための独自の定義を必要とする。それ故、CoC 規格の中心部分では、「認証、中立、その他の原材料」などの一般的な用語を使用し、これらの用語の実際の内容に関しては各認証制度が定める主張に関する付属書において定められる。PEFC 主張に関する原材料カテゴリーの定義は付属書 1 で定める。

図 6：この規格の構成「規格の中心部分 - 主張に関する付属書」



3.12 林産品

非木材林産品の例としては、コルク、茸、ハーブ（ハーブから作られる各種製品）、ゴム、シロップ、竹、などがある。

3.19 その他原材料

林産品であるが、リサイクルされたものでなく、PEFC 認証を受けた供給者によって「PEFC 認証 X%」の主張もなされていないもの。これには、「PEFC 管理材」の主張がされたものや PEFC のロゴやラベルが使用されているが PEFC 認証を受けた供給者による「PEFC 認証 X%」の主張がないものも含まれる。

3.20 PEFC 承認認証書

各国森林認証制度独自の COC 規格の認証品を有する供給者から原材料を受けた際は、その供給者が正式な PEFC 認証主張を表示することが必要である。故に、組織が各国森林認証制度独自の COC から原材料を「認証原材料」として受けてよいかどうか疑問がある場合、その答えは、該当原材料が「PEFC 認証X%」の正式主張に裏付けされている場合のみ Yes である。（PEFC の承認を受けていない森林認証制度の COC に認証品は PEFC 認証の主張をすることができない。）

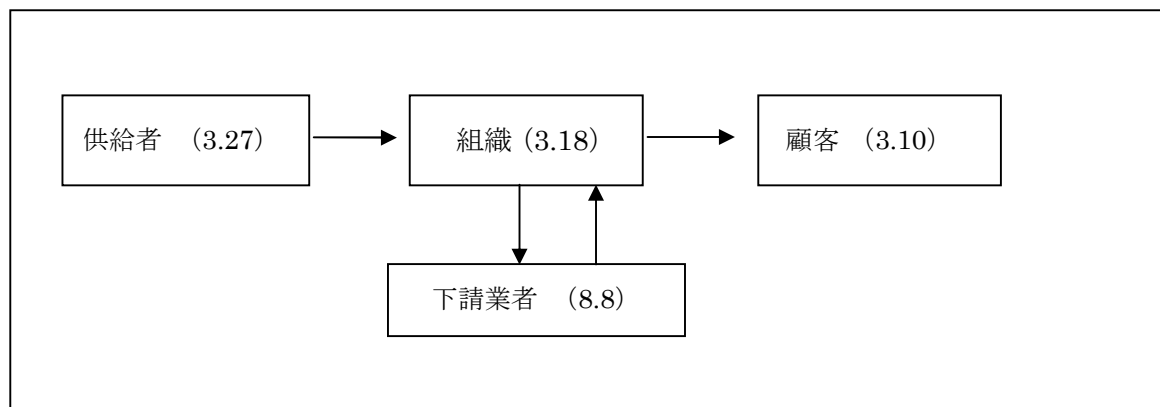
組織 (3.18) / 供給者 (3.27) / 顧客 (3.10) / 下請業者 (8.8)

「組織」の用語は、顧客に対して認証原材料の含有に関する主張をし、さらに関連する供給者と顧客を明確に確認することが出来る主体である。また、「組織」の定義は、誰が PEFC の CoC を取得する必要があるか、に関する指針を与える。PEFC の CoC は、顧客に対して PEFC の主張をするすべての主体が実行するものである。

「供給者」なる用語は、認証原材料の含有量に関する正式主張を付して原材料や製品を組織に直接供給する主体である。供給者は、該当原材料の納品書類に 4.1.2 の要求事項を満たす形で正式主張を伝える。

「顧客」という用語は、組織が認証原材料の含有量に関する主張をする相手の主体を意味する。組織は、顧客に対し、7.1.3 の要求事項を満たす形で該当原材料の出荷書類に正式な主張を伝える。

図 7 : CoC のモデル 「供給者—組織—顧客」

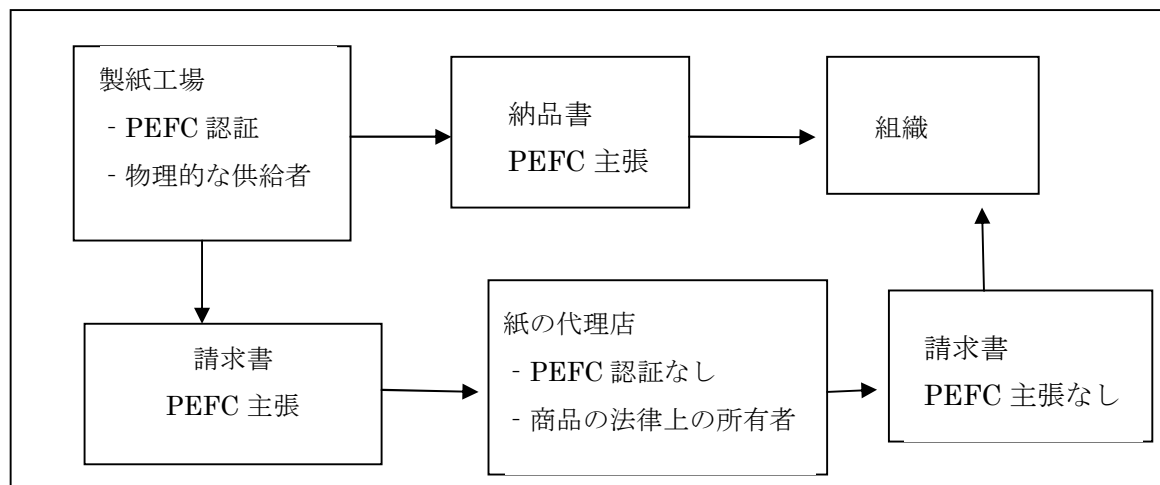


上記のモデルで定義できる供給チェーンやビジネスモデルであれば、CoC の対象とすることが出来る。「供給者」と「顧客」の定義は、供給された認証製品の物理的な納入または所有権に関わらず、それぞれ「誰が主張を伝達するか」、そして「誰に対して主張がなされるか」に基づいて決められる。

ここで注意すべきことは、組織の COC のためには、関連原材料の供給者が必ずしも供給品の法律上の所有者である必要はなく、COC が損なわれない限りにおいて物理的に該当供給品を納入する主体であってもよいことである。

例えば（図 8）、ある組織が PEFC の認証を受けていない紙の代理店から紙を調達するとする。その代理店からの請求書には PEFC 主張をすることはできない。しかし、その紙は PEFC 認証を受けている製紙工場から直接納入される。納品伝票には PEFC 主張があり、その製紙工場が供給者、そして組織はその顧客として確認される。この場合は、組織は PEFC 認証を受けた製紙工場を”供給者”として指定し、関連製品を PEFC 認証品として受け取ることが出来る。該当の納品書は 4.1.2 の要求事項を満たさなければならない。

図 8 : COC の目的のための「供給者」の選択



「誰が PEFC の認証を受けていなければならないか？」の疑問は、もう一つの問題である。PEFC 認証企業のみが販売時において PEFC 主張ができる。組織が PEFC 主張を付して製品を販売したいのであれば、認証が必要である。

3.24 リサイクル原材料

表 1 : リサイクル原材料か否かの分類例

原材料の例	分類	注記
建設及び解体による瓦礫	リサイクル	商業、工業、公共施設などから発生する原材料で、該当製品がそれ以上本来の目的に使用できない場合
商用運送用の包装用品で例えば、パレット、木枠、ケース、ケーブル、鼓胴など	リサイクル	商業、工業、公共施設などから発生する原材料で、それ以上本来の目的に使用できないもの
パネルボードのメーカーが調達する家具の切り落とし	リサイクル	廃棄物から転用されるもので、発生のもととなった生産加工の工程に再投入されないもの
おが屑や木片など製材からの副製品	リサイクルではない	消費前も消費後もリサイクルではない。副製品は消費前リサイクル原材料の定義から明確に除外されている
売れ残りの雑誌、新聞、その他	リサイクル	エンドユーザーとしての立場の工業施設から発

の印刷物で流通から返却されたもの		生するもので、該当製品がそれ以上本来の目的に使用できないもの
製造時の欠陥家具の再使用で、パネルボードのメーカーによって使用されるもの	リサイクル	工業施設で発生するもので、その工業施設が該当欠陥家具の最終ユーザーであり、その製品はそれ以上当初の目的に使用できないもの
印刷業者の断ち落とし	リサイクル	廃棄物から転用されるもので、該当原材料はそれが発生したのと同じの生産加工工程に再投入されないもの
事務所や家庭からのくず紙の再使用	リサイクル	家庭から発生したもの
EN643 に基づいて確認された回収紙のグレード	リサイクル	EN643に定められたグレードはリサイクル原材料の定義に見合う
製紙またはパルプ工場で発生した損紙で、それが発生したのと同じの加工工程に再投入されるもの	リサイクルではない	工場損紙は、「加工工程から生まれる原材料で、それが発生したのと同じの工程に再使用されるもの」なので、リサイクル原材料の定義から除外される

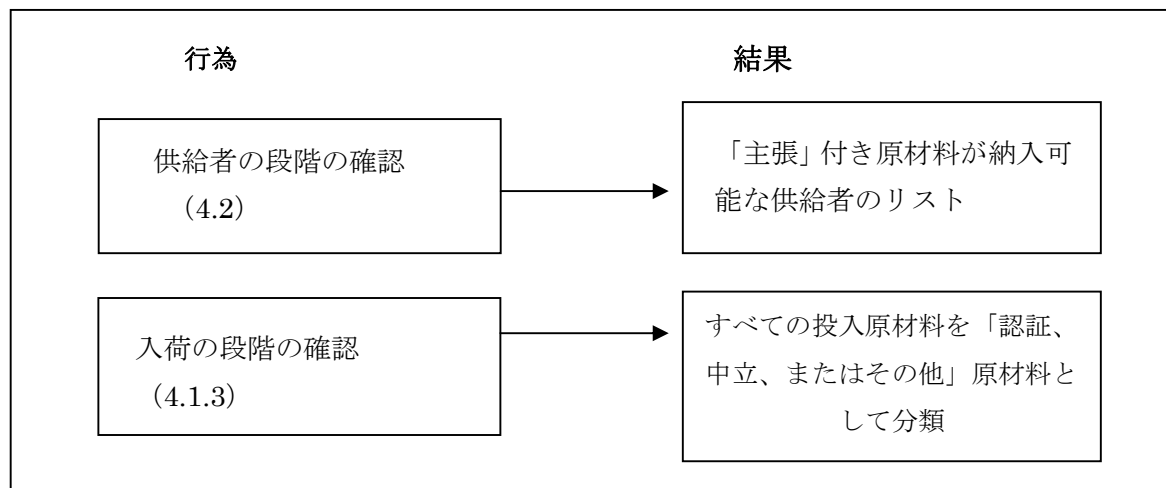
4 原材料／製品の原材料カテゴリーの確認

4.1／4.2／付属書1：原材料カテゴリーの確認

組織は、原材料の入荷ごとに供給者が関連納品書に表記する情報と主張に基づいて原材料カテゴリーの（認証原材料、中立原材料、その他の原材料）の確認と検証をしなければならない。

原材料カテゴリーの確認は2つの段階を踏んで実行される。すなわち、（1）供給者の段階における確認、（2）入荷の段階における確認、である。

図9：由来の確認



4.1.2 (f) PEFC 主張

書類に表記できる正式な認証主張は二つある。

1. PEFC 認証 X%

認証原材料に主張を付す時は、必ず認証率が特定されなければならない。同様に、認証原材料を受け取る時は、供給者から認証率が特定された場合のみ引き受け可能である。

2. PEFC 管理材

この主張は常にパーセンテージの表示なしで使用される。

4.1.3 入荷の段階における確認

入荷書類によって受け取る情報（4.1.2）の検証に基づき、組織は、各々の原材料を「認証原材料」「中立原材料」、「その他原材料」のいずれかとして分類する。

表 2：パネルボード生産における原材料カテゴリー確認の例

1	2	3	4	5	6	7	8	9
入荷 番号	日付	商品の記述	PEFC 主張	量		由来のカテゴリー（トン）		
				調達 計量	トン当り	認証	中立	その他
537390	03/06/2009	原木	PEFC 管理材	31300 kg	31.3	0	0	31.3
537391	03/06/2009	カンナくず	0%	8160 kg	8.16	0	0	8.16
537392	03/06/2009	再生梱包木 材チップ	リサイ クル	17840 kg	17.84	17.84	0	0
続き								
538399	16/06/2009	おが屑	75%	83 m ³	28.38	21.29	0	7.09
続き								
538705	18/6/2009	原木	100%	28140 kg	28.14	28.14	0	0
538706	18/6/2009	再生パレッ トのチップ	リサイ クル	14360 kg	14.36	14.36	0	0
続き								
合計					43624	26984	0	16640

注意書：

表 2 の原材料カテゴリー確認の例：

- － この表は該当期間中に調達された原材料を例示するのみなので、「合計」欄の数字は、6、7、8、9 列の数字と一致しない。
- －[列 1]: 「入荷番号」の欄は、「入荷書類」の確認が出来るようにするべきである。(4.1.2 項)
- －[列 4]: この欄は、供給者による PEFC 主張 (PEFC 認証原材料の含有率、PEFC 管理材)、または「リサイクル」であることの表示を含む。PEFC 主張がなされる原材料は**付属書 1**の要求事項を満たさなければならない。
- －[列 5]: 入荷書類によって確認された計量単位による原材料の量
- －[列 6]: **6.3.3.2** 項による単一の計量単位 (ドライトン) による認証率の計算を可能にするため、入荷番号「538399」の入荷について組織は社内の換算率を使用して調達原材料の量を立米からトンに変換した。
- －[列 7、8、9]: 調達された原材料は、「認証」、「中立」、「その他」の原材料として分類しなければならない。(4.1.3) これらの原材料分類基準は、付属書 1 にある。調達された製品の一部分のみが PEFC 認証原材料である場合 (納品番号の 538399)、含有率に相当する量のみが「認証」 ($7.75 \times 28.38 = 21.29$) として分類される。その他の 7.09 は「その他」として分類しなければならない。

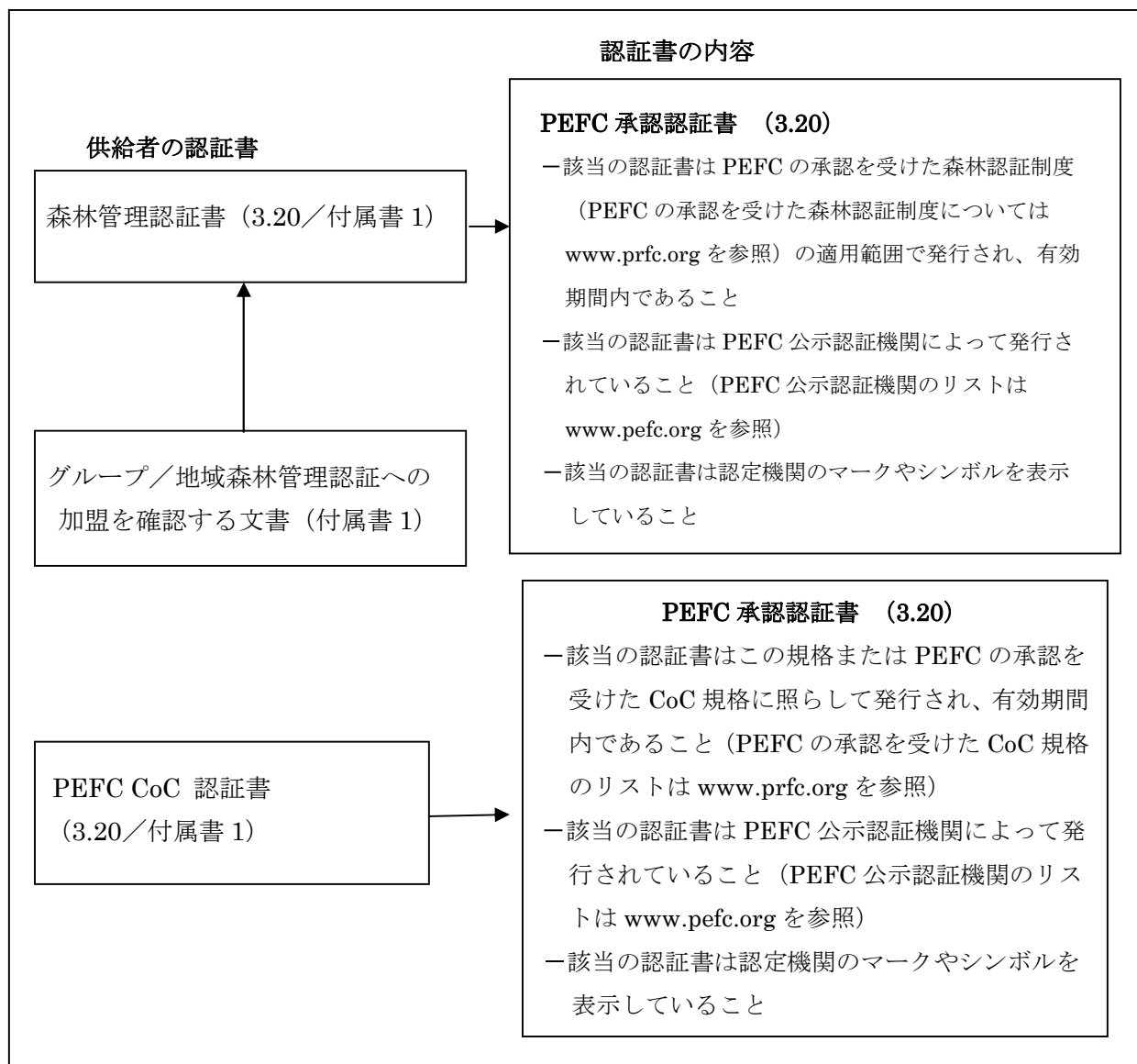
4.2. 供給者の段階における確認

組織は、認証原材料の供給者ごとに、その供給者が、付属書 1 が「PEFC 認証」および／または「PEFC 管理材」のそれぞれに関して定める主張つき原材料の供給者基準を満たしているかどうかを検証しなければならない。検証は供給者の森林管理認証書または CoC 認証書に基づいて行なうもので、供給者はそれらのハードコピーを組織に提供するか、または例えば自社のウェブサイトなどの特定の引用を通じて、組織がコピーを入手できる手段を提供する。

すべての情報は、また、PEFC 評議会の PEFC 承認認証書のデータベース (www.pefc.org) によって検証可能である。しかし、データベースによる供給者の資格の有無の検証は、組織が供給者の認証書のコピーを入手する責務に代替することはできない。

「認証状態を確認するその他の文書」(4.1.2g、4.2.1、7.1.3g) という用語は、主体が地域またはグループ森林管理認証、または、マルチサイトの CoC 認証の場合の PEFC 承認認証書の対象範囲に含まれることを証明する文書のことを言う。

図 10：供給者の段階における確認：付属書 1 の要求事項



5 最低限の DDS (デュー・ディリジェンス・システム) の要求事項

PEFC の DDS は、規格本文の中に組み込まれており、PEFC の COC の利用者すべてに適用される。また、認証原材料は DDS が実行されることが前提である。しかし、PEFC 主張付きの投入原材料についてはリスク評価が免除されるので、概して PEFC 主張付き原材料 (PEFC 認証材及び PEFC 管理材) に関する DDS は情報の収集に限定される。

これは、供給チェーンにますます求められる透明性の増加に応えるものである。欧州木材規制 (EUTR)、米国レイシー法およびオーストラリア違法伐採禁止法などの法令により、組織が木材ベースの原材料を調達する際に「デューディリジェンス (リスク評価)」または「然るべき注意」を実行することが求められている。鍵となる要素は、何より該当の樹種や由来情報の入手可能性である。PEFC の DDS は、PEFC 認証材の供給チェーンのどの時点においてもこの情報の入手を可能とするメカニズムである。

PEFC の DDS は、出処に問題がある原材料が PEFC の COC に投入され、最終的には PEFC 主張がされたり、PEFC のロゴが付された製品に投入されたりすることを回避するためのメカニズムである。であるから、

PEFC の DDS は PEFC の信頼を守り、透明性を実現するために不可欠である。PEFC の COC は、「持続可能に管理された森林、リサイクルおよび管理材」に由来することの約束を提供する。投入原材料から見れば、「既知の由来および組成によるものであり、かつ、問題がある出处からのものを回避したものである」と言う事になる。欧州木材規制の様に、PEFC の DDS は出处に問題がある原材料が COC に投入されるリスクの最小化の原則を活用したものである。この原則は、下記の 3 つのステップを踏んで有効となる。

1. 情報の収集 (5.2)

2. リスク評価 (5.3.)

3. リスクの軽減 (5.5 と 5.6)

最後に、5.4 は根拠に基づくコメントや苦情を扱っている。これは、2 番目（リスク評価）と 3 番目（リスクの軽減）の中間に置かれているが、これはこの間合いにとられるべき措置であると考えべきではない。組織は、根拠に基づく懸念についてはいつの時点においてもこれを認識し、必要な行動を取らなければならない。

5.1 一般的な要求事項

PEFC の DDS は、PEFC の COC に投入されるすべての原材料について実行しなければならない。この適用範囲にないものは PEFC の DDS の対象とはならない。生産の特定部分についてのみ COC を実施する組織は、このプロセスに投入される原材料についてのみ PEFC の DDS を実行するのが良い。通常、対象範囲は、PEFC 認証製品の生産に限定される。

しかしながら、PEFC 管理材の主張については、組織は PEFC の DDS を実行した非認証品に対して主張をすることができる。それ故、組織は、対象範囲を PEFC 認証製品の生産以外にまで拡大できる。

図 3 と図 4 を参照のこと。

5.1.2

実務上、DDS の基礎的な要素としてのリスク評価は二つの部分からなる。

1. 5.3 項で明白に解説されるリスク評価

2. 5.4 項で解説される根拠に基づくコメントおよび懸念の有無に関する検証

この規格には、DDS の全般的な免除およびリスク評価の免除も含まれる。もし「リスク評価の免除」の用語が使用された場合は、これは上記のリスク評価の最初の部分について述べたものである。その様な原材料（例：PEFC 認証）も、リスク評価の第二番目の部分については免除されない。（根拠に基づくコメントおよび懸念の有無）

DDS を免除される原材料（例：リサイクル原材料）については、リスク評価の両部分とも免除される。

リサイクルに由来する原材料（3.24 項参照）は、PEFC の DDS の要求事項から免除される。これは、リサイクルの奨励措置であり、組織に対する過大な負担を避けるための措置であり、再使用された原材料の由来や樹種を引き出すのは事実上不可能であるからである。

PEFC 主張（PEFC 認証 x%および PEFC 管理材）が付された原材料であっても、PEFC の DDS は免除されない。例えば、情報の収集の要求は PEFC 認証品であっても順守される必要がある。PEFC の主張が付された原材料についてはリスク評価の第一部については免除される。

5.1.5

CITES 関連の原材料は PEFC の DDS は免除される。これは、PEFC（欧州木材規制も）CITES 原材料は可能性の上で問題がある出处からではないと考えるからである。

CITE の付属書 1,2,3 に列挙されている樹種を含む原材料には、該当する輸出許可証および／またはライセンスを添えなければならない。さらなる詳細は、CITES のウェブサイト www.cites.org を参照すること。

CITES の付属書に列挙されるすべての樹種を含む調査データベースは www.speciesplus.net/ で入手可能である。

5.1.6

国連制裁に関する詳細は、<http://www.un.org/sc/committees/> を参照のこと。欧州連合の制裁については http://eeas.europa.eu/cfsp/sanctions/index_en.htm を参照のこと。（現在実効中の木材関係の制裁はない）

注意書：組織に関連性のない制裁とは、例えば、その組織自身の国以外の国の政府制裁である。例：デンマーク製の木材をスウェーデン政府が制裁した場合、これはドイツの組織には影響しない。

5.1.7

世界中の武力紛争の横行についての情報は、<http://acd.iiss.org/> 国際戦略調査研究所（International Institute of Strategic Studies）の武力紛争データベース（the Armed Conflict Database）を参照のこと。

5.2 情報の収集

PEFC-DDS の最初のステップは情報の収集である。この目的は、これに続くリスク評価に使用する供給品の由来と樹種の情報を受け取ることにある。この情報なしには、由来のレベルにおけるリスクを評価することができない。（5.3 項リスク評価を参照）

この規格は、組織が下記情報の**入手手段を有している**ことを求めている。これは、「情報の入手手段を有していること」が最低限求められていることを意味する。不要な時でも常にその情報を実際に有していることを求めている。必要な時に、少なくともその情報を供給者から得るための手順を有しているべきということである。その手順は、供給者との間で協調、確認をされなければならない、その協調と確認は文書化しなければならない。

この要求事項によって組織はやるべきことが 2 つができる。

- 第一に、PEFC の COC に投入される原材料の購買者として、供給者との間に情報入手手段の手配をしなければならない。
- 第二に、PEFC 認証を受けた顧客に対する原材料の供給者として、その顧客から情報（入手手段）の提供を求められる。
- さらに、組織は自社の供給者がさらにその供給者から該当する情報を入手するための同様の合意を得ていることを想定しておかなければならない。

情報入手手段の手配

この規格では、情報の入手手段をどう手配するかについての詳細は規定しない。供給者や組織は、それぞれに相応しい形で情報を得たり、伝達したりすることが可能であり、その入手手段の手配の仕方は自由である。物理的な情報伝達以外の方法を盛り込んでもよい。例えば、外部のオンラインやウェブ情報源などの引用などである。これによって、供給チェーン全体にわたって情報の入手手段の円滑な提供が可能となる。

図 11 は、一例を示す：樹種や由来情報が、例えば製品情報の帳票または外部のデータベースなどの形でメーカーのウェブによって入手可能であるような方法で供給チェーンを形成することができる。供給チェーンの下流にある組織は、必要に応じて情報が入手できるこの中央情報ポイントに遡って参照するわけである。

2014 版の PEFC 登録情報システムは、該当情報の提供ツールとして利用できる。

図 11：中央（オンライン）情報源の利用

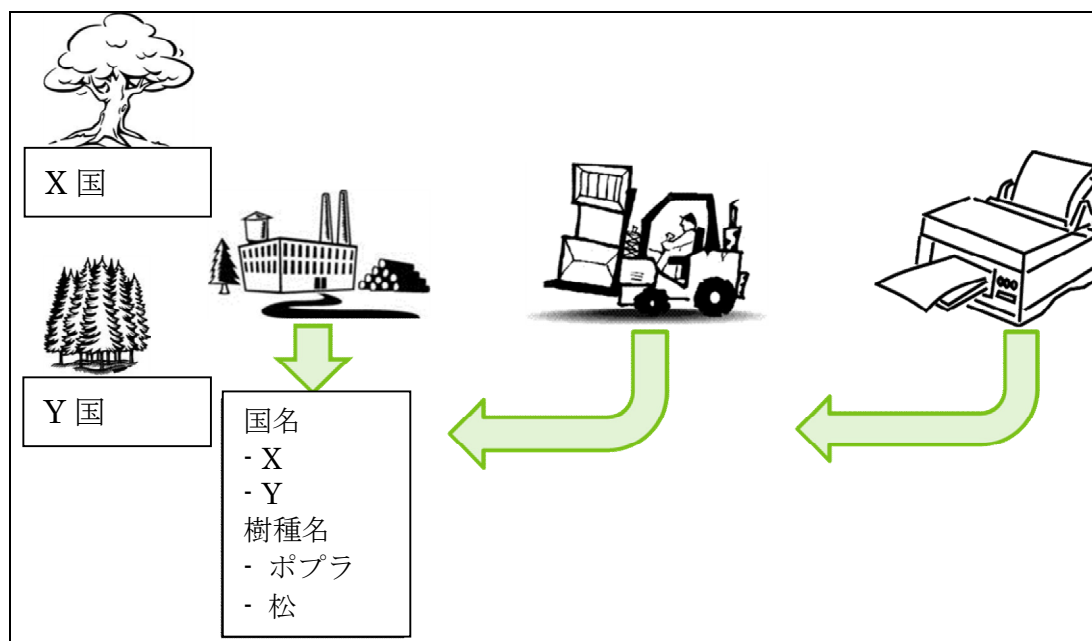


図 11 によって例示される様に、紙のメーカーは中央ポイントで情報を提供し、供給チェーンの下流の企業はここへのアクセスが出来るようにする。PEFC の登録情報システムはそうした中央データポイントとして利用が可能である。

情報の提供

組織が、PEFC 認証を受けた顧客から樹種や由来情報の提供を要求された場合、あるいは、供給者がそれらの情報を組織に提供する時は、下記の原則が適用される。

蓄積される情報

提供された情報には、複数の樹種や複数の由来源が含まれてもよい、異なる樹種や由来のそれぞれの正確な含有量や含有率を特定する必要はない。特定の樹種について国ごとにリスクが異なる場合を除いて、樹種と由来の情報をリンクする必要はない。

含まれる可能性がある由来と樹種の情報

樹種や由来の正確な情報の提供が困難な時（紙やパネルの製造など）は、**含まれる可能性のあるすべての**樹種や由来をその情報に盛り込んで良い。この情報には、該当製品に通常含まれると思われる樹種を含めるべきである。意図しない樹種が結果的に製品に含まれるというリスクが高い場合以外、突発的に入り込むリスクがある樹種を含めることを目的とはしていない。

例：パネルのメーカーは通常トウヒ、松、カバの混合品を購入するが、生産品のバッチごとに正確な配分を特定することはできない。この場合、提供される情報には、特定のバッチがこれらのうちの1つか2つの樹種しか含まない場合でも、3つとも含んでよい、同じ生産者が、その他の樹種で製品に含まれるリスクが極小である 50 の樹種を確認してリストを作成した場合、この情報を提供する必要がない。

注意書 3

国内地域レベルに関する情報は、国全体としては「重大リスク」であるとしても、特定の地域における違法伐採の防止に関する統制が有効であることが知られている場合には、特に重要となる。例えば、幾つかの国においては地域ごとに大きな差異があることが調査研究で確認されている。故に、一つの地域からの原材料は低／極小リスクとして認められるが、その他の地域からのものはまだ「重大」リスクである、ということが有り得る。要するに、原材料を認めるための条件は、由来地域の情報を持つことである。

自己宣言書

2013 年版においては、DDS の本文から自己宣言書の要求事項が削除された。しかし、自己宣言書は組織が情報入手手段を手配し、供給者から供給チェーン情報提供の確約や現場検査の容認を得るためには依然有効なツールである。典型的な自己宣言書は下記の要素を含む。

- (a) 供給者が知り得る限り供給品は問題がある出处からのものではない旨の文書による声明
- (b) 組織のリスク評価に必要な情報である供給原材料の樹種および地理的な由来に関する情報の提供に関する確約書
- (c) 供給者からの供給品が重大なリスクであると見做される場合には、供給者がその重大なリスクの供給品に関わる該当原材料の林業施業者と供給チェーン全体の確認に必要な情報を提供する旨の確約書

- (d) 供給者からの供給品が重大なリスクであると見做される場合には、その供給者の業務やそのチェーンの川上の供給者に対する第三者、または第三者の検査の実行を許容する旨の確約書

表 3 はどのような目的に自己宣言書が利用できるかの例を示す。

表 3：自己宣言書を基に提供できる情報の例

情報	認証機関による考慮
供給者が約束の基に該当原材料の樹種および由来の情報を提供する	審査員は根拠に基づく懸念がなければ、この情報を容認する
供給者は（例えば、商社）は特定の地域からの木材を特定のお客様にのみ販売することを確認する	該当供給者は、認証機関が地域ベースのリスク評価法を査定する場合、この声明が正しいことを証する検証可能な証明書を有していなければならない

5.3 リスク評価

PEFC の DDS の第 2 段階であるリスク評価の目的は、特定の供給品に関するリスクの決定にある。評価は、供給者が提供する情報に基づいて実施される。それ故、リスク評価を実行するためには由来と樹種に関する情報が入手可能である必要がある。このリスク評価の基本的な原則は、図 12 に示される。「極小」リスク、または「重大」リスクなどとして分類される。総合リスクは二つの見込みの度合いの組み合わせによって決定される。（5.3.3 項）

- a) 該当の国／地域／森林管理主体にて問題がある出处として定義される行為が発生するか、またはその行為が供給品の特定の樹種に関連するかに関する見込みの度合いの評価。見込みの度合いが高いとする指標はこの規格の表 2 に呈示される。
- b) 供給品のいずれかが問題がある出处からのものであることが確認される見込みの度合いの評価。見込みの度合いが高いとする指標はこの規格の表 3 に呈示される。

この規格の表 2 と表 3 の指標は見込みの度合いが高い場合を示す（これらの指標のいずれかが当てはまる場合は総合的なリスクは重大リスクとされる）一方で、表 1 の指標は由来に関する見込みの度合いと供給レベルにおける見込みの度合いが共に低い場合を示す。故に、図 12 の通り、この場合は「極小」リスクとなる。また、表 1 はその他の表に優先する。

図 12：リスク評価法

高	供給連鎖レベルの見込みの度合い	重大リスク	重大リスク
		極小リスク	重大リスク
低		由来レベルの見込みの度合い	
低		高	

5.3.1

5.1.2 項は、PEFC-COC 規格に関するリスク評価要素のより詳細な説明を示す。5.3 項で解説されるリスク要素および 5.4 項で解説される根拠に基づく懸念と苦情の有無を評価するリスク要素である。

2 種類の原材料／製品については、5.3 項で解説されるリスク評価が免除される。

- (a) 「PEFC 認証 X %」の主張を伴う原材料
- (b) 「PEFC 管理材」の主張を伴う原材料

これらの原材料に関しては、特定の供給品について根拠に基づく懸念や苦情が提示されていない限り、問題がある出处である可能性はすでに効果的に軽減されている。(5.4 項) リスク評価の免除はこれらの原材料がについて DDS そのものが免除されることではない。5.1.5.2 項および 5.4 項およびその先の要求事項は PEFC 主張付きの原材料にも当てはまる。

さらに、伐採国から PEFC 認証主張付きの原材料を輸入する組織は、その伐採国の林業部門に関わる貿易や税関の法令の順守を検証することが求められる。

リスク評価の実行

5.3.6 項の文言は、同じ供給者による同一の供給品／船荷に対してリスク評価を反復する必要がないことを示す。リスク評価は年次で見直し、必要がある場合は変更しなければならない。（例えば、関連国の腐敗指数が 50 を超えた場合など）

同じ供給者の供給品の特長の 1 つでも変化があった場合は、（例えば、他の原産国や樹種、他の製品など）その供給品はこの供給者からの「新規」の供給品と見做し、リスク評価の実行が必要である。

例：組織が、ある供給者との固定契約に基づいて週単位でハンガリー産のカバ材の供給を受ける場合、この組織は、最初の納入時にリスク評価をするだけで良く、その後は年次でリスク評価の見直しをすれば良い。

この規格は、リスク評価の使用するための一連の指標を提供する。図 13 はどの様にこれらの指標を使用し、リスク評価を実行するかを総合的に示す。

図 13：リスク評価の総合的な実行法

ステップ 1: 表 1 に従って極小リスクを探すことからリスク評価を始める。表 1 に当てはまることが検証可能ですか？

Yes : 極小リスクである → **該当原材料は受け入れ可能**

No : リスク評価を続行する

ステップ 2: ステップ 1 の回答が「no」であれば、表 2 と表 3 に従ってリスク評価をする。表 2 か表 3 の指標のどれかが当てはまりますか？

Yes : 重大リスクである → **重大リスクの供給品の管理を実行する**

No : 極小リスクである → **該当原材料は受け入れ可能**

5.3.5

5.3.5 項の 3 つの表はそれぞれの見込みの度合いを決めるために使用する指標を表示する。下記の表では、特定の指標を判断するために使用可能な追加的参考事項、事例および説明が表示される。これらの参考事項はすべてを網羅するものではなく、その他のどの様な参考事項を使用することもできる。

表 4：PEFC ST 2002:2013 表 1 の参考事項、事例および説明

指標	参考事項、事例および説明
供給品： a) PEFC 承認認証書を保有する供給者によって主張を付して供給された認証原材料／製品 b) PEFC 承認 COC 認証書を有する供給者によって主張を付して供給されたその他の原材料／製品	a) 「PEFC 認証 X%」の主張付きの供給品 b) 「PEFC 管理材」の主張付きの供給品 リスク評価は免除されているものの、下記の目的でこれらの指標が表示される、 - 5.5.2.2 項の参考事項を裏付ける - 外部の者に 5.3.1 項の免除の理由を示す

(PEFC 承認を受けていない) 森林認証制度による認証品として宣言された供給品で、第三者認証機関による森林管理認証書または COC 認証書による裏付けがあるもの	組織は、該当の認証制度の要求事項に照らした認証状況に関して供給者がする宣言書／主張を点検すべきである。 さらに、組織は、関連の認証制度が下記を含む証拠の提供が可能であるべきである。 (a) 問題がある出処の用語が定義する行為を対象に含む森林管理の第三者認証¹ (b) COC の第三者認証、および、 (c) パーセンテージ方式が適用される場合、非認証原材料が問題のある出処に由来しないことを検証するメカニズム PEFC の承認を受けていない森林認証制度の例としては FSC などがある。 該当の原材料を受け入れた組織は、PEFC の承認を受けていない認証制度が極小リスクの要求事項を満たすことを確認する責任を負う。
問題がある出処¹の用語の対象に含まれる行為に焦点を当てた森林認証制度以外の政府系または非政府系の検証または認可システムによる検証を受けた供給品	組織は、該当する検証または認可メカニズムの適用範囲の証拠を提供できなければならない。 検証または認可メカニズムの例： － EU FLEGT (http://ec.europa.eu/environment/forests/flegt.htm) － 熱帯林トラスト (Tropical Forest Trust) (www.tropicalforesttrust.com)
下記を明確に確認することが可能で検証可能な書類による裏付けを受けた供給品 ● 木材の伐採国および／または伐採(国内)地域 (武力紛争の発生に関する考慮を含む) ● 製品の取引名と種類、および樹種の一般名名称、該当する場合は正式学名も ● 該当供給連鎖にあるすべての供給者 ● 該当供給品の由来である森林管理主体 ● 問題がある出処の用語の対象に含まれる行為に関するこれらの木材および木材製品の遵守を示す文書またはその他の信頼できる情報	問題がある出処の用語の対象に含まれる行為に関する (要求事項の) 順守を示す文書の例： 生物多様性の保全、森林の他用への転換、環境的および文化的に高い価値を有すると指定された区域、CITES の要求を含む保護種および絶滅危惧種などを考慮した林業施業および伐採 － 所有権／土地使用権の文書 － 契約書またはコンセッション合意書 － 正式な審査報告書 － 環境達成証書 (Environmental Clearance Certificate) － 認可済の伐採計画書 － 伐採区域閉鎖報告書 (coupe closure report) － 行動規範 (codes of conduct) － 厳格な法的監視、木材のトレースと統制の手順を示す公開情報 － 伐採国で実効能力のある公共機関が発行する正式

	文書 －環境影響評価 －環境マネジメント計画 －環境監査報告書 －森林調査報告書 （CITES）輸出許可証 林業従事者に関わる保健および労働問題 －国の正式な規準を満たす給料支払い証明 －雇用契約書 －就業時間などの労務規定 －訓練記録 先住民および第三者の資産、保有、使用权 －環境影響評価 －環境マネジメント計画 －環境監査報告書 －社会責任合意書 －土地保有および権利の主張や紛争に関わる特定の報告書 税や特許権使用料の支払い －契約書 －銀行書類 －付加価値税文書 －正式な領収書 森林部門に関わる貿易と関税 －契約書 －銀行書類、取引書類 －輸入許可証、輸出許可証 －輸出課徴金の正式領収書 －輸出禁止リスト －輸出割り当て証 [TRAFFIC, WWF's Global Forest & Trade Network Common Framework for Assessing Legality of Forestry Operations, Timber Processing and Trade Annex; European Commission, Guidance document for the EU Timber Regulation”, CITES, http://cites.org/eng/disc/how.php]
--	--

¹第三者認証、検証、認可メカニズムについては、これらのシステムが PEFC による問題がある出処の定義に関するすべての要素を対象としていることを確実にするために特別の注意を払うべきである。対象範囲外にありがちな要素としては遺伝子組み換え林産品の使用、森林の他の植生タイプへの転換（原生林の人工林への転換を含む）および、林業従事者に関連する保健と労働問題の違反がある。

表 1 の注意書 1

表 1 の注意書 1 は DDS の下に EUTR の要求事項に基づいて実行される検証について言及している。モニタリング団体の対象である DDS とは別に、組織は供給品の合法性の証明として関係国の管轄当局のモニターを受けた DDS を使用することも可能である。

表 5 : PEFC ST 2002:2013 表 2 の参考事項、事例および説明

指標	参考事項、事例および説明
国際透明性機構 (TI) の腐敗認識指数が 50 以下の国の政府による文書には特別の注意を払う必要がある ² 。	国際透明性機構 (TI) の腐敗認識指数は、 www.transparency.org に表示されている。腐敗認識指数に関する別のセクションについてもこの表の下を参照のこと。
該当国で武力紛争が発生している。	国際戦略研究所 (International Institute of Strategic Studies) の武力紛争データベース： http://acd.iiss.org/
該当する国／地域において森林の統治や法制の実効の度合いが低水準と認識されている	この指標を決めるにあたって、組織は内部調査または森林統制および法執行や腐敗の監視に積極的な政府や非政府機関など外部機関による調査の結果を活用できる。例えば、 ー世界銀行 FLEG ニュースレター (http://go.worldbank.org/FMKUFABJ80) ー英国の本部を置く Chatham House (www.illegal-logging.info) ー環境調査エージェンシー (Environmental Investigation Agency) (www.eia-international.org) Global Witness (www.globalwitness.org), etc. 地域レベルの森林統制および法執行の評価 総じて、国レベルにおける統制の評価のための指標やツールは多数ある。組織は、特定の地域やコンセッションに関する詳細な情報を提供するその他の証拠がない場合、まず国レベルにおけるリスク評価を実行するべきである。木材輸入者は地域

差に関し一定の基礎的な知識を有していると思われる。例：マレーシアの地域差など
--

腐敗指数（CPI）：その他のオプション

国際透明性機構の腐敗指数は、1 つの国の不適切な法的枠組みや法執行システムに起因する由来のレベルのリスク評価の取掛かりとして使用すべきものである。国際透明性機構の腐敗指数は、www.transparency.org に公表されている。

PEFC は、国際透明性機構の腐敗認識指数が林業に関しては必ずしも完璧で正確な統制のレベルを反映していないことを認識している。しかし、それに続くリスク評価や緩和の出発点としての取掛かりは必要である。

すでに 2010 年版の PEFC の COC 規格は下記の手順を盛り込んでいる。すなわち、「国際透明性機構の腐敗認識指数が 5.0 以下の特定の国における森林部門の腐敗レベルを反映しない十分な証拠がある場合は、PEFC はこの指標に関して違う決定をすることがある。（PEFC ST 2002:2010 付属書 2、表 1）」このオプションは、2013 年版においても有効である。それ故、その他の指標を利用するか、十分な統制レベルの証拠を示すその他の手段が提供されてもよい。

この 2 つのオプションは次に解説される。

² もしこの他に PEFC が承認する外部参照資料がある場合は、それらは PEFC のウェブサイト上に公開される。（www.pefc.org）

1. 代替指標の適用

統制レベルに関する情報を提供するその他の指標は、詳細において差異はあっても存在する。例えば、国際透明性機構自身もその他の情報源を提供している。国際透明性機構が受け入れるそうした指標は、腐敗指数に代替できる。表 6 はイタリアに関する例を示す。PEFC イタリアは、国際透明性機構イタリア支部との共同で他のオプションを探す努力をしたことがある。国際透明性機構イタリア支部は、PEFC イタリアに対し森林部門に関して利用可能な他の指標がある旨を伝え、多くの国や地域についても状況によっては使用可能な指標のリストを提供したことがある。

表 6：イタリアにおける腐敗指数に代替するその他の情報源の例

Global Corruption Barometer (GCB)-2010 http://www.transparency.it/ind_tiasp?idNews=159&id=barometro
Transparency Reporting on Anti-corruption (TRAC) – 2012 http://www.transparency.it/pub_tiasp?idNews=223&id=pubblicazioniVolumiInt
EU:- Eurobarometer 2010 http://www.transparency.it/ind_tiasp?idNews=159&id=barometro
World Bank: World Bank Governance Indicators; - Voice and Accountability – Political instability – Government effectiveness – Regulatory Quality – Rule of law, Control of corruption http://transparency.it/Ind_Ti.asp?id=sondaggi
EDELMAN: Trust Barometer 2011 http://www.transparency.it/Ind_Ti.asp?id=sondaggi
OCSE:OCSE Progress Report 2010

http://transparency.it/Ind_Ti.asp?id=sondaggi

UNIVERSITY of GOTEBORG (regional index) measuring the Quality of Government and Sumnational Variation 2010 http://transparency.it/Ind_Ti.asp?id=sondaggi

国際透明性機構には、特にアジアパシフィック地域の森林統制整合性に焦点を充てたプロジェクトがある。関連サイトは、

http://archive.transparency.org/regional_pages/asia_pacific/forest_governance_integrity

PEFC が特定の国に関する代替指標をまだ認めていない場合、PEFC の認証書の保有者または PEFC 各国認証管理団体は PEFC 事務局に対してこれを要請することが可能である。国際 PEFC は特定の国に関する代替指標の可能性について国際透明性機構と積極的に協議する。

2. 「特定区域リスク評価」

国際透明性機構の腐敗指数は、特定国の統制の欠如という特定のリスクを示すものであり、腐敗に対する経済全般にわたる様々な関係者による認識の総体的な評価に基づいている。総合腐敗指数は、国または地域全体に関わる由来のレベルのリスクに焦点を充てた特定のリスク評価に優先される。特定区域リスク評価は、下記のステップによって構成される。（これと同等の手順でも可能）

- 1) PEFC 各国認証管理団体（または、複数の協力団体）は「リスク評価グループ（RAG）」を作成する。
グループ（ステークホルダーの代表）の構成員は、持続可能な森林管理規格の制定プロセスを反映するのが良い。そのグループでは、評価の対象である区域に関する専門性が反映されなければならない。
- 2) RAG は、国や特定区域について由来のレベルに関するリスク評価を実行する。そのリスク評価においては、由来のレベルにおける評価に関して PEFC が予見するすべての指標を考慮しなければならない。
（5.1.6－5.1.9、違法伐採が横行している樹種、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言に関連する保健と労働権の実行）

RAG は、当該国において下記を明確に確認できる文書の使用の可否、または、使用法を例えば考慮することができる。

- 該当木材が収穫された国および／または伐採された地域（武力紛争の横行の考慮を含む）
- 製品の商品名と種類、および樹種の一般名、および当てはまる場合は正式な学名
- 該当供給チェーン上のすべての供給者
- 該当供給品の由来の森林管理主体
- 問題がある出処の用語によって規定される木材および木材製品のコンプライアンスの順守を示す文書またはその他の信頼できる情報

さらに、表 4 に解説される文書は、リスク評価やその後の緩和において考慮することができる。

- 3) リスク評価の手順および結果は PEFC 事務局あてに提供すべきである。申請された特定区域リスク評価の承認に関する責任は PEFC 評議会の事務局長にある。必要があると思われる場合は、特定の国に関する専門知識を有する独立コンサルタントを評価に指名することも可能である。これに掛かるすべての費用は RAG が負う。

4) 手順と結果を公表した後は、その結果はすべての行為者が使用できる。

表 7 : PEFC ST 2002:2013 表 3 の参考事項、事例および説明

指標	参考事項、事例および説明
このマトリックスが低リスク指標として承認する検証システムに基づいて実行された最初の検証以前の行為者および段階が不明である。	供給チェーンにおける行為者と段階、および関連製品が取引された国を判断するにあたっては、透明性の最初のポイントまでを確認すれば十分である。これは、表 1 の指標による検証によって示される。
該当の木材または木材製品が、このマトリックスが低リスク指標として承認する検証システムに基づいて実行された最初の検証以前に取引された国／地域が不明である。	例えば、組織が供給チェーンのどこか 1 点で PEFC 認証であったと判断する場合、伐採ポイントまで遡って重大リスクはないことが推定される。
該当供給チェーンに関わる企業による違法行為への関与を示す証拠	組織が自ら確認した又は第 3 者や外部から組織に持ち込まれた証拠がある場合は、考慮に入れなければならない。

5.3.8

すべて同一の地理的領域を供給源とする多数の供給者と取引をする組織のために（そのみに限定はされないが）創案されたオプションとして、一つの特定地理的領域からの複数の供給品に関するリスク評価実行のオプションがある。（既知の）供給者のみが異なる場合に同じリスク評価を実行しなければならない事態を避けるためである。

リスク評価のベースとなる地理的領域は、明確に定めなければならない。原則として、全区域が重大リスクとされる限りはその区域の広さに制限はない。例えば、その区域は一つの国の一地域であったり、国自体であったり、または複数国にわたる特定の区域であってもよい。

5.3.8 項は、地理的領域に基づくリスク評価のオプションは表 2 または表 3 の指標が当てはまる場合は使用不可であるとしている。しかし、決定的な指標に基づくリスク軽減の手順が確立されている場合は、組織はそうした評価を実行することができる。表 8 はいくつかの例を示す。

決定的なリスク指標（例）	可能な軽減の手順
国際透明性機構（TI）が提示する国別の腐敗認識指数(CPI)が 50 以下の国	組織は「腐敗指数：その他のオプション」の下に解説された手順に従ってリスク評価を手直し、特別な軽減戦略を引き出すことができる。
このマトリックスが低リスク指標として承認する検証システムに基づいて実行された最初の検証以前の行為者および段階が不明である。	組織は、（供給チェーンの）手前の行為者から特定された区域からのみの調達であることを確認する自己宣言を要求する。
	組織は、（供給チェーンの）手前のすべての（認証を受けていない）行為者に PEFC の情報登録システ

	ムに登録することを要求する。このシステムは供給者を登録することで、その情報を競争相手に提供することなく供給チェーンを透明化することを可能とする。
--	---

5.4 根拠に基づくコメントおよび苦情

この項は、再度 PEFC の DDS が実行されるすべての原材料に適用される。PEFC の DDS リスク評価が免除される PEFC 主張つきの原材料についても、この項に適合しなければならない。根拠に基づく懸念の認識と調査は、組織が PEFC 主張つきの原材料を扱う際の手順の一部としなければならない。これによって、これらの原材料が欧州木材規制による「リスク評価」の一部であることを確実にすることができる。

5.5 重大リスク供給品の管理

5.5.1.1

組織がリスク評価で重大リスクであると判断した供給品を受け入れたい場合は、重大リスク供給品の管理が必要となる。このステップの目的は、供給者によって提供される追加情報に基づいて重大リスクを極小リスクのレベルへと軽減することにある。

そのリスク評価は、重大リスクの特定の分野を示しているはずである。該当の供給者は、組織がリスクのレベルを重大から極小に改めることを可能とする追加情報を提供しなければならない。

5.5.1.2 b)

現場検査は、それが必要な場合のみ求められる。**5.5.3.1 項**は現場検査が無用である場合を説明する。「組織は、関連原材料が問題がある出处に由来するものではないとする十分な信頼性を提供する文書がある場合は、文書のレビューによって現場検査を代替する事ができる。」

5.5.2.2

供給チェーンにおける行為者と段階、および関連製品が取引された国を判断するにあたっては、透明性の最初のポイントまでを確認すれば十分である。これは、表 1 の指標にある検証によって示される。

例えば、組織が供給チェーンのどこか 1 点で PEFC 認証であったと判断する場合、伐採ポイントまで遡って重大リスクはないことが推定される。

5.5.3.4

供給者が提出した追加文書が極小リスクとするには不十分である場合は、該当供給者の操業の現場検査が必要である。(5.5.1.2.b) の説明も参照) 現場検査の内容は供給者に焦点を定める。組織は、現場検査において、一つの供給者からのすべての重大リスク供給品からサンプルを取って検証しなければならない。

故に、

- サンプルングは一つの供給者からのすべての重大リスク供給品を基にすること。
- 複数の供給者から重大リスク供給品を受け取る場合は、それぞれの供給者について1つのサンプルを決めなければならない。
- 同一の供給者からの同じ船荷／供給品については一つの供給品と見做すことができる。

サンプルのサイズ (y) は、(x) を重大リスク供給品の数として $y=\sqrt{x}$ として決める。計算の結果は最も近い整数に切り上げまたは切り下げされる。サンプル数の切り上げに関してこの規格では二つの異なるやり方があることに留意すること。二番目の切り上げ法は、縮小サンプルサイズ ($y=0.8\sqrt{x}$) を決める際に使用するもので、この場合は次の整数に切り上げされる。

図 14 : 現場検査のサンプルングの例

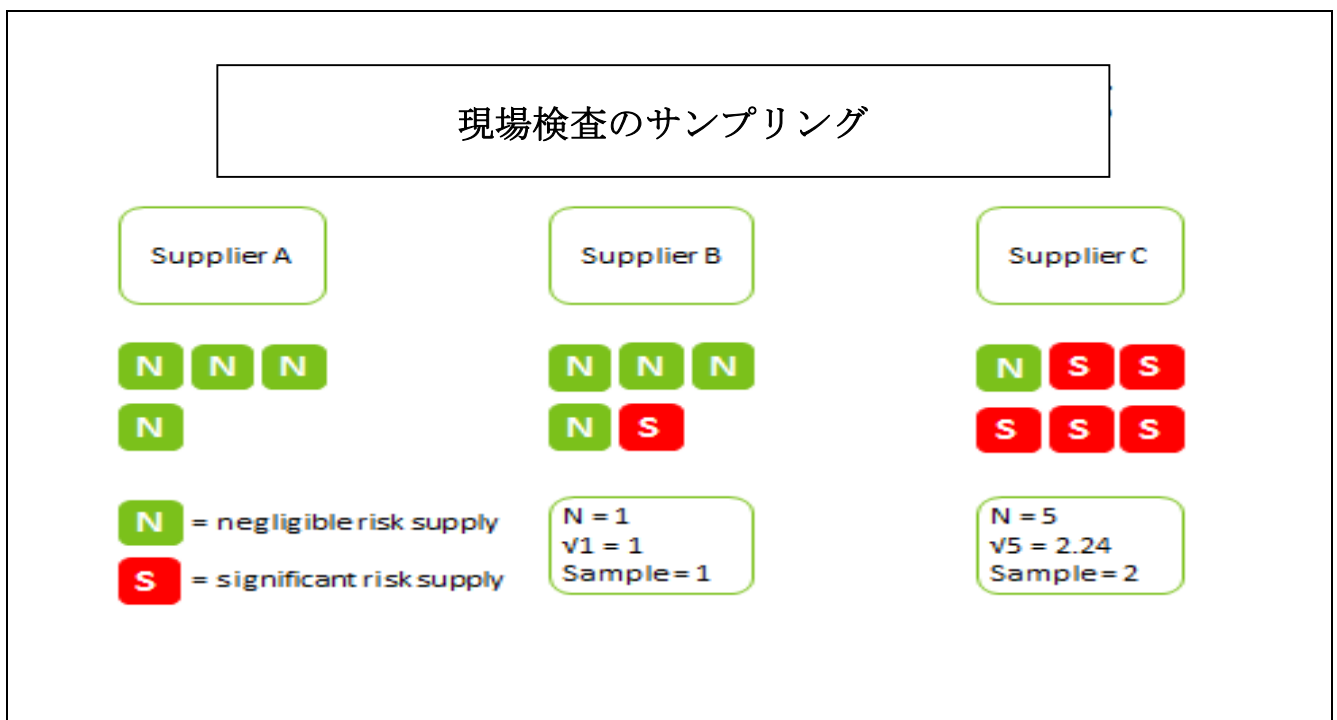


図 14 の例示においては、組織は供給者 B および供給者 C について現場検査を実行する。供給者 B における現場検査は一つの特定期間供給品について実行するのに対し、供給者 C においては二つの供給品について検査を実行する。

5.6 市場への出荷の禁止

組織の COC に投入すべきでない原材料と組織が市場に出荷すべきでない原材料との間には明確な違いがある。その違いは PEFC の定める「問題がある出处」の定義が、欧州木材規制が定める「違法伐採」の定義を超えるものであると言う事実から来る。

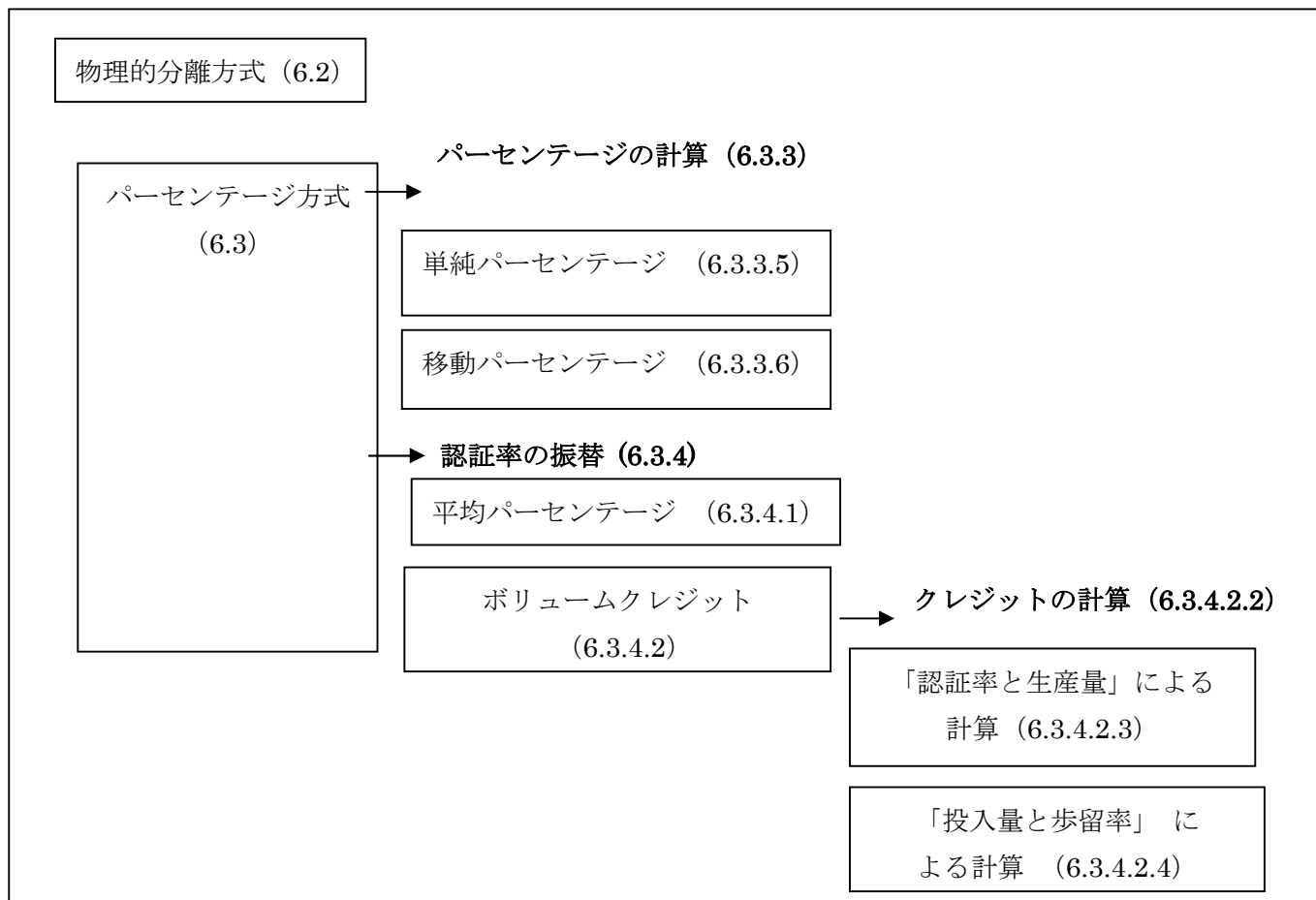
例えば、組織が、国の法律に沿って森林を他の植生に転換した（例：農業開発など）ケースからの原材料を受け取った場合などがある。これを欧州木材規制から見た場合は、この供給品は合法に収穫されたものであり、それゆえ市場に出荷することは可能である。PEFC の立場から見れば、この供給品は問題がある出

処からのものであり、COC に投入することはできない。このような場合、PEFC の COC の対象となる原材料と COC の対象外であるその他の原材料とは物理的に分離することが求められる。

6 COC の方式

PEFC の COC 規格は、組織が COC を実行する方法に関して、原材料の流れ、市場状況、顧客からの特定の需要などに基づいて選択可能ないくつかのオプションを提供する。

図 15 : COC の方式のオプションの構図



6.2 物理的分離方式

6.2.1.1

出来る限り物理的分離方式を採用することがこの規格の明白な意図である。例えば、完成品（最終使用）を扱う企業は、物理的分離方式を採用すべきである。

6.2.1.3 注意書

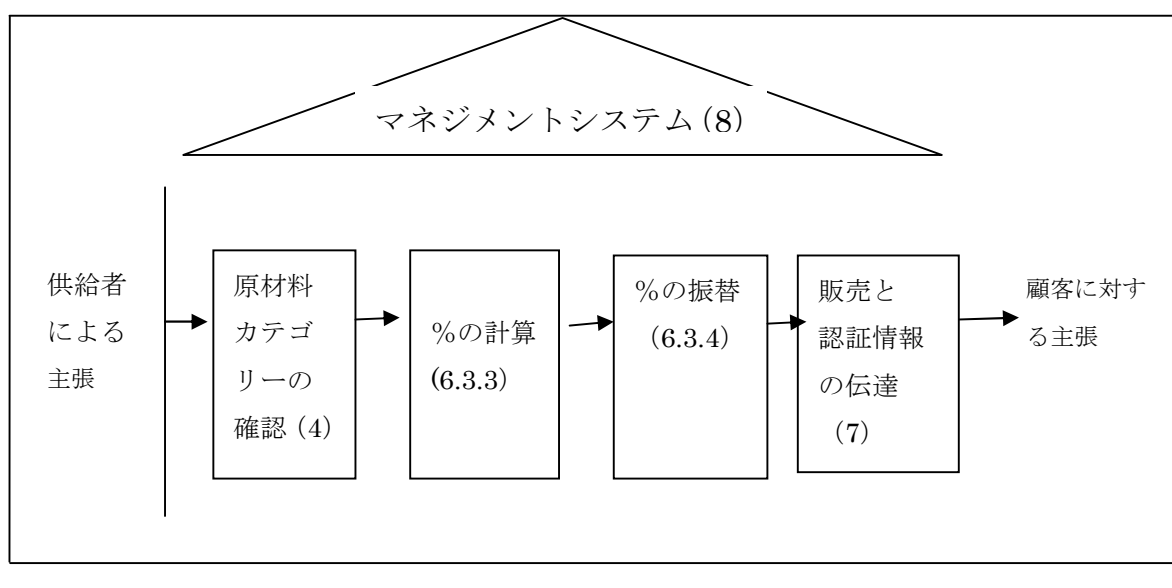
異なる認証率の供給品を調達する組織は、それらの原材料を物理的に分離すると良い。例えば、ある木製品の取引業者が PEFC 認証 70% の認証ファイバーを一つの在庫積みにし、これとは別に PEFC100% 認証のファイバーボードを在庫積みする、など。

組織は、異なる認証率の製品を組み合わせることを選択することもできる。この場合は、最も低い認証率を使用しなければならない。例えば、木材チップ業者が PEFC80%の認証チップと PEFC95%の認証チップを併せて在庫している場合、その在庫全体を認証率 80%の認証チップと見做さなければならない。（実際の認証率を主張できるのはパーセンテージ方式を採用する場合のみである。）

その他の例としては、PEFC 認証原材料と PEFC 管理材とを混合する場合がある。この場合は、その在庫については全体を PEFC 管理材としなければならない。

6.3 パーセンテージ方式

図 16 : パーセンテージ方式のモデル

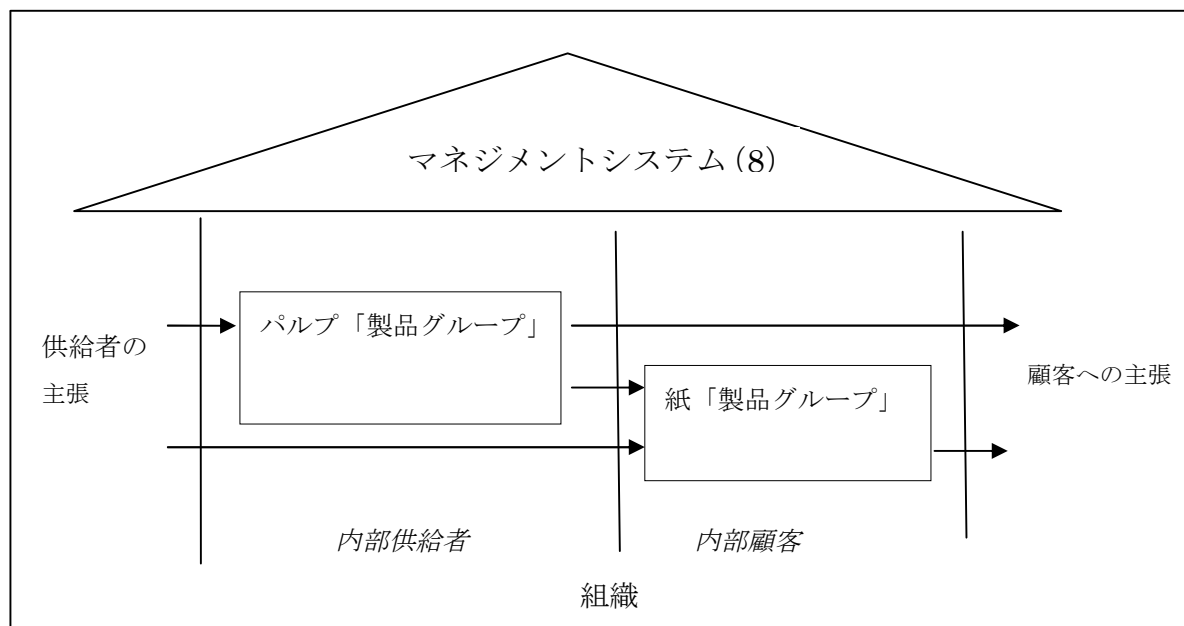


6.3.2 : 製品グループの決定

組織は、実行する CoC の対象となる製品グループを決めなければならない。製品グループは、単一種類の製品または製品群に関連させることができる。製品グループには、例えば、樹種や性質などにおいて同一または類似の投入原材料を含有する生産品しか含めることができない。

組織は、並行または連続製品グループを定めることができる。連続製品グループの場合は、「供給者」(3.27)と「顧客」(3.10)の用語は「社内」供給者および「社内」顧客として理解するべきである。

図 17：製品グループの決定



6.3.3：認証率の計算

企業は、認証率の計算にあたり、単純パーセンテージと移動平均パーセンテージの二つの方式を採用できる。

5.3.3.5：単純パーセンテージ

特定の製品グループの認証率は、その計算の対象範囲にある特定の製品に含まれる原材料から計算される。この方式は、組織が特定の生産（例：印刷業務）のために原材料を調達する場合に適用される。

例：組織は、主張をする特定の製品バッチの生産のために表 9 に表示された（7 月）投入原材料を調達した。そして、投入原材料は特定の製品グループの生産のためにすべて実際に使用された。

表 9：単純パーセンテージ計算の例

1	2	3
調達された認証原材料の量（トン）	その他の原材料の量（トン）	単純パーセンテージ
Vc	Vo	$Pc : Pc = Vc / (Vc + Vo)$
26 984	16 640	61.86%

注意書：上記の表の数字は表 2 からとったものである。

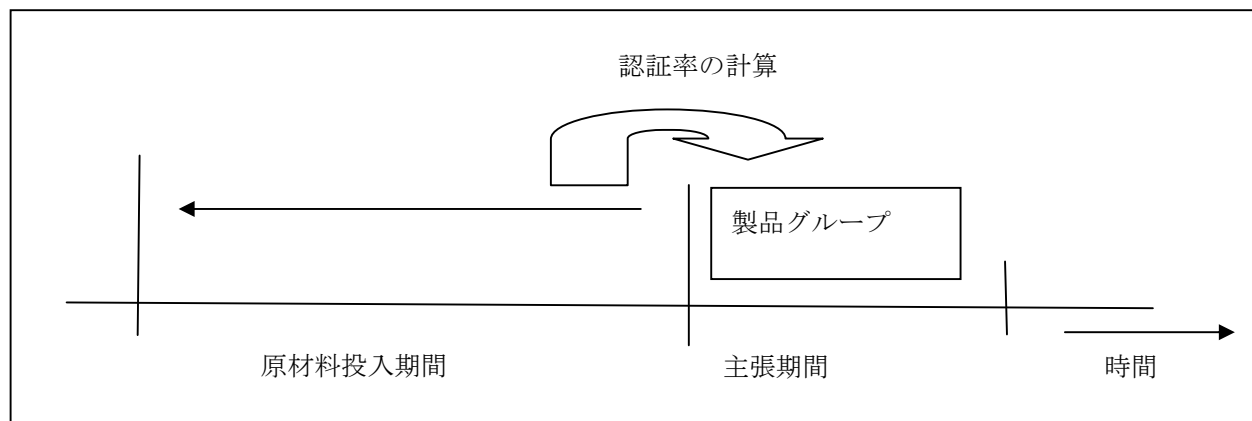
6.3.3.6：移動平均パーセンテージ

特定の主張期間に関する移動平均は、その主張期間に先んじる原材料投入期間中に調達された投入原材料によって計算される。

主張期間は、3 か月を超えてはならない。原材料の投入期間は 12 か月を超えてはならない。

原材料の投入期間は主張期間より長くなくてはならない。

図 18 : 移動平均計算



移動平均 3 か月の例 :

1 か月の主張期間の認証率の計算は、過去 3 か月間に調達された認証原材料とその他原材料の量によって計算される。

注意書：組織が CoC を開始し、移動平均の計算に使用される期間がその CoC 開始からの期間より長い時は、移動平均の計算は、CoC を設定してからの期間に調達された量によって行われる。表 10 には、その一例が示されている。最初の移動平均（月 1）は月 1 の期間内に調達された分から計算され、2 番目の移動平均（月 2）は、月 1 および月 2 に調達されたもののみから計算される。

表 10 : パネルボード生産で 3 か月の移動平均を使用する例

1	2	3	4	5	6
主張期間 1 か月	調達された認証原材料の量 (トン)	調達されたその他原材料の量 (トン)	過去 3 か月間の認証原材料の量 (トン)	過去 3 か月間のその他原材料の量 (トン)	3 か月の移動平均 認証率
$j = i$	V_c	V_o	$V_c (3)$	$V_o (3)$	$P_c (3)$
			$V_c(3) = \sum_{j=i-1}^{i-3} V_{c_j}$	$V_o(3) = \sum_{j=i-1}^{i-3} V_{o_j}$	$P_c = \frac{V_c(3)}{V_c(3) + V_o(3)}$
2009/1	13654	28654			
2009/2	15563	32654	13654	28654	32.27%
2009/3	19546	25987	29217	61308	32.28%
2009/4	5264	36214	48763	87295	35.84%
2009/5	12695	26154	40373	94855	29.86%

2009/6	26984	16640	37505	88355	29.80%
2009/7	21564	15261	44943	79008	36.26%
2009/8	26897	14561	61243	58055	51.34%
2009/9	15265	22641	75445	46462	61.89%
2009/10	18564	26594	63726	52463	54.85%
2009/11	16235	25264	60726	63796	48.77%
2009/12	15462	24152	50064	74499	40.19%
続く					

注意書：

表示された計算の例：

－[列 1]：認証率計算の対象となる 1 か月の主張期間

－[列 2 と列 3]：「認証」と「その他」の原材料の量は、原材料の由来確認の結果を示す。（4.1.3 項 参照）

「2009 年 6 月」の数字は表 2 からとったものである。

－[列 4]：量は、過去 3 か月間に調達された「認証原材料」の総量を示す。

2009 年 6 月の $V_c(3) = V_c(2009 \text{ 年 } 5 \text{ 月}) + V_c(2009 \text{ 年 } 4 \text{ 月}) + V_c(2009 \text{ 年 } 3 \text{ 月})$ すなわち、

$V_c(3) = 19546 + 5264 + 12695 = 37505$ (トン)

－[列 5]：「その他」原材料の量は、過去 3 か月間に調達された「その他」原材料の総量を示す。

2009 年 6 月の $V_o(3) = V_o(2009 \text{ 年 } 5 \text{ 月}) + V_o(2009 \text{ 年 } 4 \text{ 月}) + V_o(2009 \text{ 年 } 3 \text{ 月})$ すなわち、

$V_o(3) = 25987 + 36214 + 26154 = 88355$ (トン)

－[列 6]：移動平均による認証率は、3.3.1 項の計算式に従って計算される。 $P_c = V_c / (V_c + V_o)$

2009 年 6 月の $P_c(3) = 100 \times V_c(3) / [V_c(3) + V_o(3)]$ すなわち、

$P_c(3) = 100 \times 37505 / (37505 + 88355) = 29.80\%$

6.3.4 認証率の生産量への振替

認証率は、製品グループの特定主張期間について計算し、その期間中に販売／譲渡された製品に振替えなければならない。この規格はこのための二つの方式、すなわち平均認証率方式（6.3.4.1 項）およびボリュームクレジット方式（6.3.4.2 項）を定める。

6.3.4.1：平均パーセンテージ方式

平均パーセンテージ方式においては、認証率は特定の主張期間の製品グループのすべての製品に使用される。

表 11：平均パーセンテージ方式のパネルボード生産への適用（表 10 の続き）

1	2	3	4
1 か月主張期間	3 か月移動平均パーセンテージ	主張期間中の製品グループからの総生産	認証製品の量 (M^3) (PEFC 認証原材料の％表

			示付き)
J = i	Pc (3)	Vpb	Vcp (Vc%)
			Vcpi=Vpbi 主張% = Pci
2009 年 1 月	0.00%	64589	0.00
2009 年 2 月	32.27%	73698	73698 (32.27%)
2009 年 3 月	32.28%	69568	69568 (32.28%)
2009 年 4 月	35.84%	65423	65423 (35.84%)
2009 年 5 月	29.86%	57894	57894 (29.86%)
2009 年 6 月	29.80%	66589	66589 (29.80%)
2009 年 7 月	36.26%	58789	58789 (36.26%)
2009 年 8 月	51.34%	62458	62458 (51.34%)
2009 年 9 月	61.89%	59658	59658 (61.89%)
2009 年 10 月	54.85%	70458	70458 (54.85%)
2009 年 11 月	48.77%	62458	62458 (48.77%)
2009 年 12 月	40.19%	60589	60589 (40.19%)
続く			

注意書：[列 4]：平均パーセンテージ方式を使用した場合の認証製品の量は、特定の主張期間中に販売された製品の量と一致する。(Vcp=Vpb)

認証製品において主張された認証原材料のパーセンテージは、特定の主張期間に関して計算された認証率と一致する。[列 2]

2009 年 6 月：Vcp=66589 (M3)、認証率=29.80%

6.3.4.2 ボリュームクレジット方式

ボリュームクレジット方式は、特定の製品グループに投入された全原材料をベースとする。蓄積されたクレジットの分は認証原材料として販売できる。その他の量については、特定の製品グループに関わるすべての投入原材料について PEFC-DDS が実行されているので「PEFC 管理材」として販売が可能である。

図 4 も参照のこと。

組織は、下記のいずれかを使用してボリュームクレジットを計算することができる。

- 認証率と生産品の量 (6.3.4.2.3)
- 投入原材料と歩留まり率 (6.3.4.2.4)

6.3.4.2.3 認証率と生産量を使用したボリュームクレジットの計算

表 12：認証率と生産量を使用してパネルボード生産をする場合のボリュームクレジット計算の例（表 11 の続き）

1	2	3	4
1 か月主張期間	3 か月移動平均パーセンテージ	主張期間の総生産量 (M3)	生産品のボリュームクレジット (M3)
j= i	Pc (3)	Vpb	VC
	$Pc = \frac{Vc(3)}{Vc(3) + Vo(3)}$		$VC = Vpbi * Pci$
2009 年 1 月	0.00%	64589	0.00
2009 年 2 月	32.27%	73698	23782.34
2009 年 3 月	32.28%	69568	22456.55
2009 年 4 月	35.84%	65423	23447.60
2009 年 5 月	29.86%%	57894	17287.15
2009 年 6 月	29.80%	66589	19843.52
2009 年 7 月	36.26%	58789	21316.89
2009 年 8 月	51.34%	62458	32065.94
2009 年 9 月	61.89%	59658	36922.34
2009 年 10 月	54.85%	70458	38646.21
2009 年 11 月	48.77%	62458	30460.77
2009 年 12 月	40.19%	60589	24350.72
続く			

注意書：

ー[列 4]：ボリュームクレジットは、特定の主張期間の認証率[列 2]とその主張期間中の生産量[列 3]から計算される、ゆえに、2009 年 6 月 $Vcp = 0.2980 \times 66589 = 19843.52$ (M3)

6.3.4.2.4：投入原材料と歩留り率を用いたボリュームクレジットの計算

表 13：投入原材料と歩留り率を用いたボリュームクレジットの計算の例

1	2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---	---

納品番号	日付	製 品 説 明	認証状態	量 (M3)	用材ボリューム クレジット 歩留り率=0.6	チップと おが屑 のボリュームク レジット (トン) 歩 留 ま り 率 = 0.18
0353	7 月 1 日	丸太	PEFC 認証 75%	45	20.25	6.08
0354	7 月 3 日	丸太		65		
0355	7 月 3 日	丸太		85		
0356	7 月 5 日	丸太	PEFC 認証 100%	65	39	11.7
0357	7 月 14 日	丸太		82		
0358	7 月 25 日	丸太	PEFC 認証 70%	65	27.3	8.2
2009 年 6 月のトータル					50.55	25.98

6.3.4.2.5 : ボリュームクレジット・アカウント

組織のボリュームクレジット・アカウントは、CoC の対象となる製品グループについて作成しなければならない。

表 14 : パネルボード生産におけるボリュームクレジットの管理の例 (表 12 の続き)

1	2	3	4	5
認 証 主 張 期 間	クレジットの入 力 クレジットボリ ューム (M3)	クレジットアカウン ト (使用可能なクレジ ット) M3	クレジットアカウント の 最大限度 (M3)	使用されたクレジッ ト クレジットボリ ュー ム (M3)
i	VC	$= [3]_{(i-1)} - [5]_{(i-1)} + [2]_{(i)}$ 条件 : $[3] \leq [4]$	$\sum_{i=1}^{i-1} [2]$	
2009/1	0.00	0.00	0.00	0.00
2009/2	23782.34	23782.34	23782.34	0.00
2009/3	22456.55	46238.89	46238.89	0.00
2009/4	23447.6	69686.49	69686.49	0.00
2009/5	17287.15	86973.64	86973.64	0.00
2009/6	19843.52	104270.6	106817.16	2546.56
2009/7	21316.89	124629.26	128134.05	958.23
2009/8	32065.94	156132.75	160199.99	562.45

2009/9	36922.34	193055.09	197122.33	0.00
2009/10	38646.21	230154.05	235768.54	1547.25
2009/11	30460.77	259067.67	266229.31	1547.15
2009/12	24350.72	283418.39	290580.03	0.00
2010/1	22564.15	305726.39	313144.18	256.15
2010/2	25654.25	315016.09	315016.09	958.26
2010/3	26789.15	319348.69	319348.69	123.15
続く				

注意書：

表 14 をベースにした「2010 年 3 月(最終欄)」証主張期間に関する計算例：

－[列 2]：1 か月の主張期間に関して計算したボリュームクレジット（2009 年 1 月から 12 月分の数字は表 12 からのもの）

－[列 3]：クレジットアカウント（使用可能なクレジット）は、前月のクレジットアカウント[列 3、2010 年 2 月]から前月のクレジット使用分[列 5、2011 年 2 月]を差し引き、それに該当月のボリュームクレジット分[列 2、2010 年 3 月]を加えることによって計算される。

2010 年 3 月：315016.09 - 958.26 + 26789.15=340846.98 [M3]

クレジットアカウントに累積されたボリュームクレジットの総量は、過去 12 か月に算入されたクレジットの総量 [列 4=319348.69] を超えることはできない。（6.3.4.2.7）

340846.98 > 319348.69 なので、使用可能なクレジットアカウントの量は **319348.69 M3** となる。

－[列 4]：クレジットアカウントの許容される最大値は、過去 12 か月間にクレジットアカウントに投入されたボリュームクレジットの合計として計算される。[列 2, 2009 年 4 月から 2010 年 3 月まで]

7 主張付き製品の販売および情報伝達

7.1 販売／譲渡された製品に関する文書

7.1.1 認証範囲の変更に関する情報伝達

組織の認証範囲に変更がある場合は、組織はそれらについて積極的に下記の顧客に伝えなければならない。

a) 過去において組織の顧客であった企業

b) PEFC 認証原材料または問題がある出处に由来する原材料を回避するために組織の DDS が実行された原材料を求めている企業

7.1.2 主張情報を伝えるための文書

「確認しなければならない (shall identify)」の文言は、関係する文書の種類が限定され、どの時点においてもその変更ができない、という意味ではない。

組織は、主張情報の伝達に使用する文書を 1 つまたは複数選択することができる。例えば、

－ 組織は、PEFC 主張を伝えるために請求書のみを使用することを選択する。

－ 組織は、主張を伝えるために請求書と納品書を使用する

図 19 は納品書に PEFC 主張をそのように挿入するかを示す。

PEFC は、主張の重複を許容するので、特定の納入品について PEFC の主張とその他の森林認証制度の主張を組み合わせて使用することが可能である。

7.1.3

図 19 : 販売製品に関わる文書の例 (送り状)

JONSSONS TIMBER AB
 Ånäsvägen 40 - 41668 Göteborg - Sweden 1

Invoice
 Date: 5 13.3.2010
 Number : 140177

ORIGINAL

Smith LTD 2 MALDON ROAD STANWAY COLCHESTER ESSEX CO3 0SL ENGLAND VAT GB861447013	<i>FINAL DESTINATION</i> MALDON ROAD STANWAY COLCHESTER ESSEX CO3 0SL ENGLAND
---	--

Country of origin	SWEDEN	Terms of delivery	FBY COLCHESTER
Country of destination	ENGLAND	Terms of payment	
From/via	GOTHENBURG, HARWICH	Vessel	MS GUSTAV A.
To	COLCHESTER	B/L date	12.3.2010
Buyers reference	CK14011977	Sellers reference	SD12013

Product		Unit price	Amount	Total price
lot n. 234 3 38x80 Sawn Spruce, Sawfalling, Special KD, KD 12%, 63% PEFC certified 6	11 pcks	██████ SKr	4 40,457 m3	██████ SKr
lot n. 235 38x80 Sawn Pine, Sawfalling, Special KD, KD 12%	10 pcks	██████ SKr	31,824 m3	██████ SKr
TOTAL	21 pcks		72,281 m3	██████ SKr

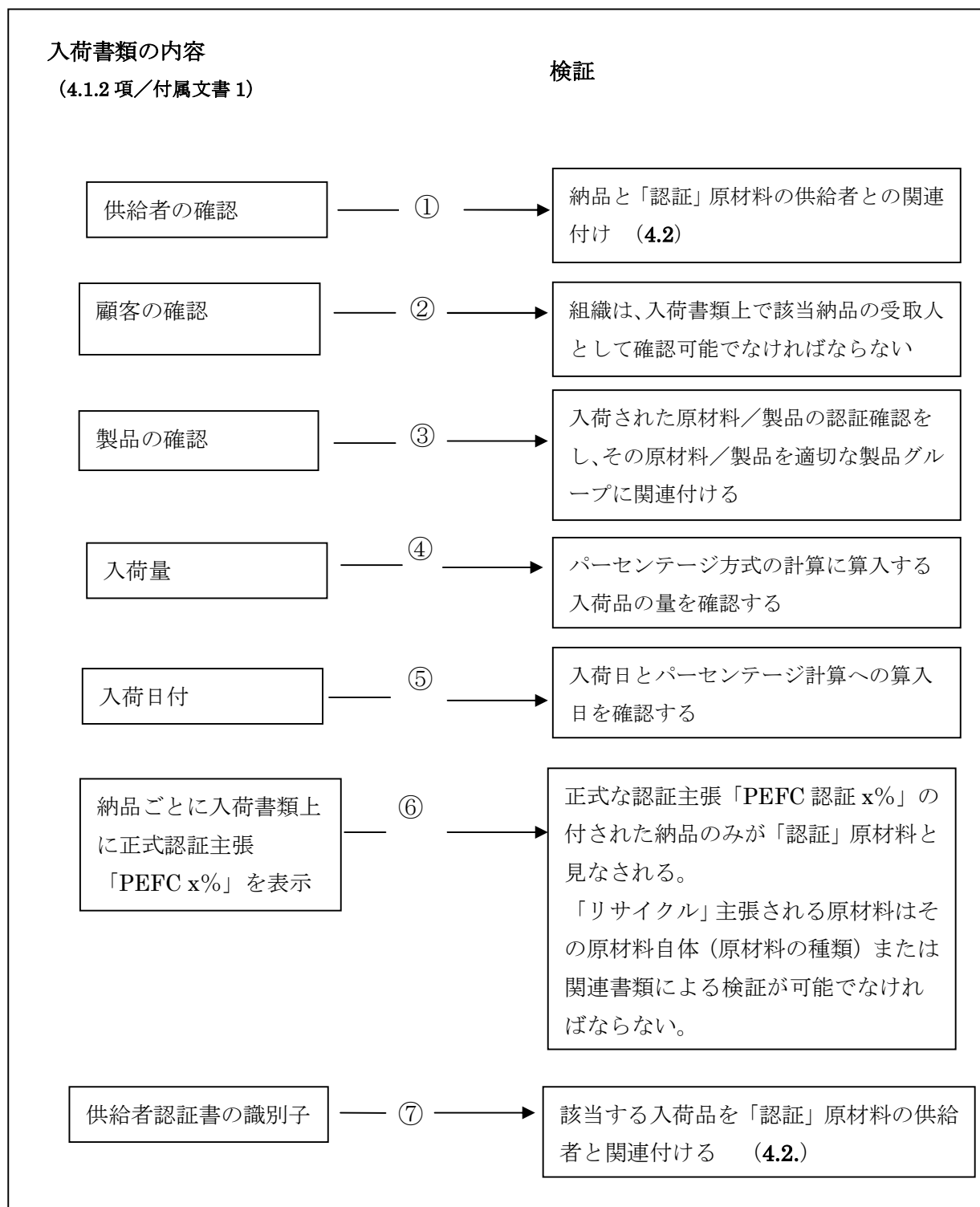
These goods are softwood which has been kiln dried to below 20% moisture content.

JONSSONS TIMBER AB holds the PEFC Chain of Custody certificate No. 123465, issued by
 CERTIFICATION SERVICES INTERNATIONAL 7

Customs item number
 4407093 Sawn wood (spruce, pine) 72,281 m³

Jonssons Timber AB Ånäsvägen 40 41668 Göteborg 1 Sweden	Tel.: +46 (0) 31 - 84 33 10 Fax: +46 (0) 31- 84 33 13 Email: info@jonssons-timber.se VAT SW86655442
--	--

図 20 : 入荷の段階における確



組織は、認証原材料/製品の供給者から受けなければならないと同様の情報(図 19 および図 20 を参照)を、顧客(7.1)に対しても提供しなければならない。この情報は、原材料のカテゴリーに関する正式主張(「PEFC 認証 x%」)を含むこと。組織は、顧客に CoC 認証書のコピーまたはその入手手段を提供することも求められる。

7.2 ロゴとラベルの使用

この規格は、組織による認証原材料の含有量についての主張（例：付属書 1 に基づく「PEFC 認証 X%」）および PEFC-DDS の実行（付属書 1 に基づく「PEFC 管理材」）を可能とする。認証原材料のみがラベル使用が可能であるが、この規格は、認証製品への認証ラベル使用を必須とはしていない。この規格においては、ラベルの使用は、組織が認証製品であることを伝えるための選択的なコミュニケーション手段であるとする。

しかしながら、組織が製品上または製品外の商品情報伝達手段としてラベルを使用する場合は、この規格は、ロゴやラベルの使用を CoC の一部とすることを求めており、組織はそのロゴやラベルの所有者が定める規則や条件に従わなければならない。

PEFC のロゴを申請する組織は、PEFC 評議会または PEFC 認可団体（例：PEFC 加盟メンバー等：<http://www.pefc.org/about-pefc/membership/national-members>）が発行する有効なロゴ使用ライセンスを保有していなければならない。PEFC ロゴ使用に関する要求事項は、PEFC ST 2001:2008 に盛り込まれている。

PEFC ロゴ使用規則（PEFC ST 2001:2008）は、「PEFC 認証」および「PEFC リサイクル」の二種のラベルを定める。これらのラベルの使用は、二つの基準に基づいており、一つは「PEFC 認証」原材料の含有量であり、他はリサイクル原材料の含有量である。

この規格は、PEFC 加盟メンバーである各国認証制度が策定する様々な認証主張の目的にも使用されるので、組織はこれらの認証主張をサポートするための異なるラベルやロゴを使用することも可能である。

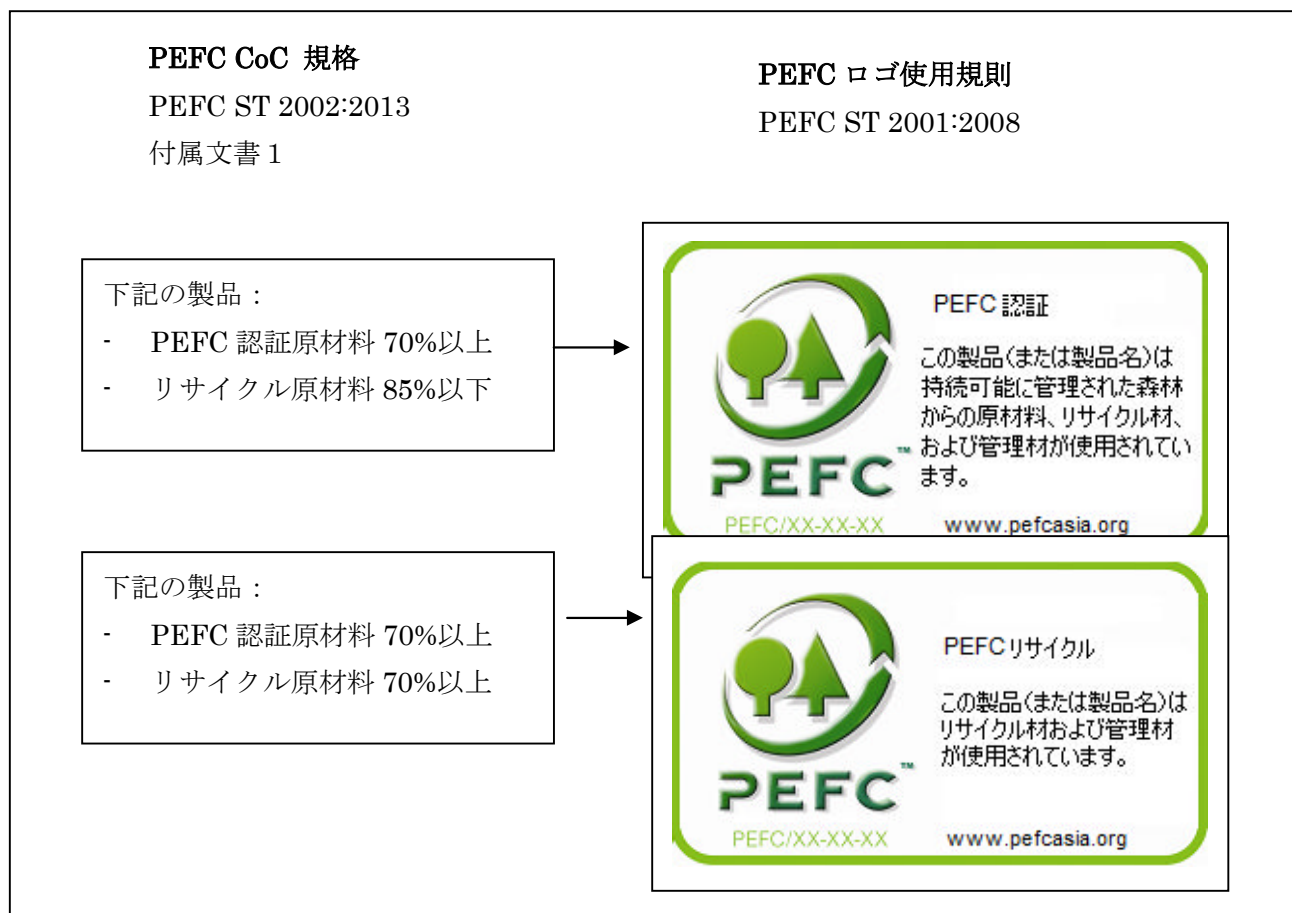


表 15 : PEFC ラベル使用に関する基準の例

	企業 A	企業 B
「PEFC 認証」原材料の含有量 ¹	90%	90%
リサイクル原材料 ²	60%	75%
使用可能な PEFC ラベル ³	「PEFC 認証」ラベル	「PEFC リサイクル」ラベル

注意書 1 : PEFC 認証製品に含まれる「PEFC 認証」原材料の含有量はこの規格およびその付属書 1 の要求事項に基づく。リサイクル原材料は、「PEFC 認証」原材料として認められ、これに含まれる。

注意書 2 : リサイクル原材料の含有量は、ISO14021 の規定によって計算される。（図 23 を参照）

注意書 3 : リサイクル原材料の含有量が 70% から 85% の間にある場合、組織はどちらのラベルを使用するかを決めることができる。

注意書 4 : 最低限の含有率（例：70% の認証率）は PEFC ロゴやラベル使用にのみ適用される。納品書などにおける主張などについては最低認証率の決まりはない。

7.2.3

この項は、組織が（訳注：ロゴなしで）正式な PEFC 主張を製品上に直にまたはパッケージに使用することを許している。この主張をする組織の身元は確認可能でなければならない、それは PEFC 認証番号を追記することで可能である。

一例として、例えば、本の裏表紙に PEFC のラベルを使用する代わりに、印刷会社は「PEFC 認証 80%、認証番号 X X X X」などと表示することができる。

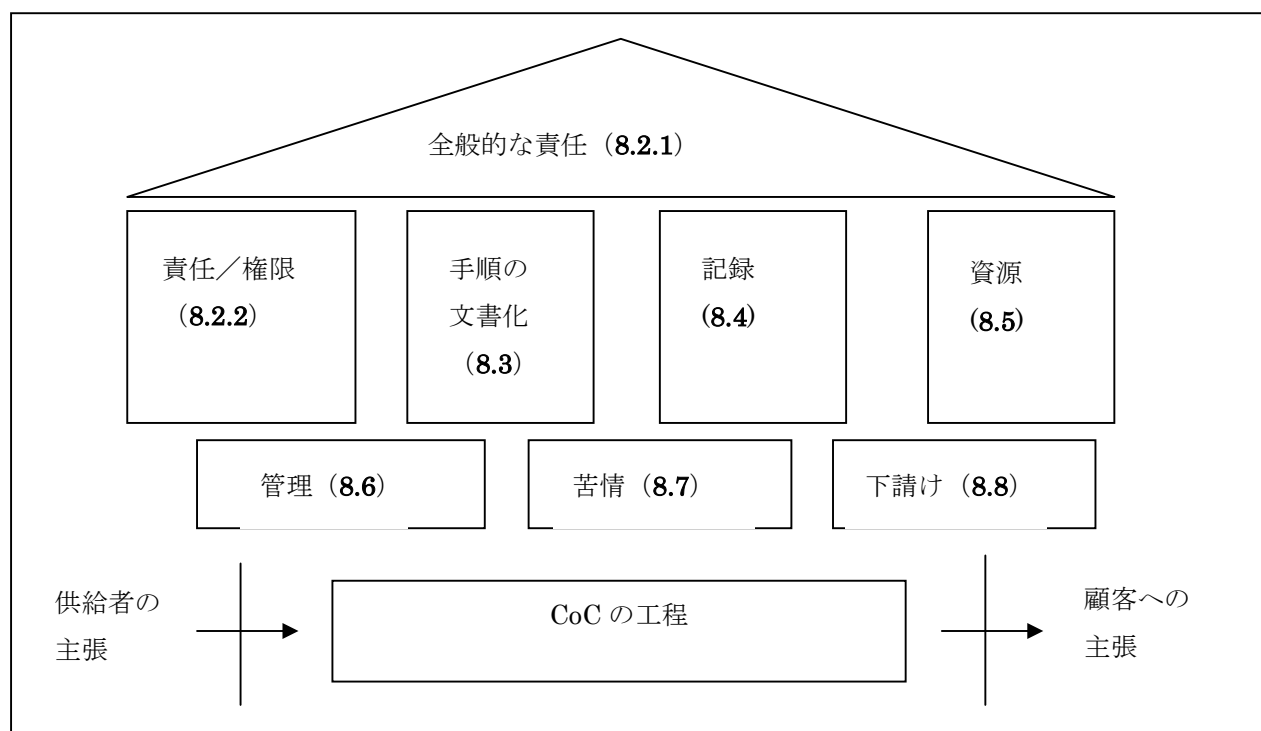
「PEFC 管理材」の主張は、製品上に使用する事もできるが、PEFC としては B-toB の認証企業間の場における以外はケース製品上に「PEFC 管理材」を使用しない方がよいと考える。

8 マネジメントシステムに関する最低限の要求事項

8.1 一般的な要求事項

組織は、CoC の工程を適切かつ一貫性をもって確実に実行するためのマネジメントシステムを構築しなければならない。と同時に、このマネジメントシステムに関する要求事項は、第三者の認証機関によるサンプリングに基づくこの規格への適合審査を可能にする。

図 22：マネジメントシステムの要求事項の構造



8.8 下請業

8.8.1

「下請業者による活動もその対象範囲としなければならない」の文言は、該当する下請業者の社会、保健、安全上の順守についても関連する。組織は、COC において下請業者の行為を含むすべての行為が社会、保健、安全に関する要求事項を順守することを確実にしなければならない。

下請業者の行為が組織の COC の対象範囲に含まれるので、これらの行為は認証機関による審査の対象ともなる。これらの行為が現場検査によって検証されるべきか否かは該当の原材料がその他の原材料と混合、または交換されるリスクの水準による。

当然ながら、原材料／製品に特異性が少ない程、このリスクは増大する。

例えば、印刷物のカットとステープリング作業は（通常これらの印刷物は、下請業者サイトにある他の印刷物とは違うものである）は、軟材柱の含浸処理（数社からのものが下請業者サイトに置かれがちな）と比べるとリスクは少ないと思われる。

8.8.2 注意書 3

注意書は、6.3.2.3 項がパーセンテージ方式を採用する組織が業務の一部を外部委託することを妨げるべきではないことを示している。しかし、それはパーセンテージ方式のその他の要求事項を複数の下請業者のサイトに適用してよいとは言っていない。例えば、1つのボリュームクレジットを複数の下請業者サイトに適用するなど。

付属書 1 : PEFC 主張の仕様書

付属書 1 は、PEFC の COC を実行した組織が使用することができる二つの正式な PEFC 主張の仕様を定める。

「PEFC 認証 X%」は、認証原材料を含有するすべての製品に使用することができる。必須の記入項目である認証率は 6.3 項の要求事項に従って計算される。

「PEFC 管理材」は、PEFC の DDS が実行されたすべての製品に使用することができる。この主張にはパーセンテージ（率）の記述はされない。

PEFC 管理材の主張は、PEFC 認証主張が許されない場合の使用を想定している。PEFC 認証および PEFC 管理材の二つの主張は、どちらか単独で使用するもので、併用してはならない。

1.2 正式主張「PEFC 認証 X %」

「認証」の言葉のない「PEFCX%」は正式な「PEFC 認証 X %」の容認可能な省略形である。

PEFC が認可した正式主張の翻訳版は、PEFC の下記ウェブサイト上に記載される。

<http://www.pefc.org/certification-services/supply-chain/translations> この他の言語への翻訳を PEFC 事務局に要求することも可能である。

1.4 リサイクル原材料の含有量の計算

リサイクル原材料を含む製品に関し、この規格の付属書 1 は組織に対しリサイクル原材料の含有量の計算を求める。リサイクル原材料の含有量は、顧客からの要求があればこれを伝えなければならない。

リサイクル原材料の含有量の計算は、ISO14021 の 7.8.4 に示される図 23 に従わなければならない。リサイクル原材料（消費前リサイクルおよび消費後リサイクル）の定義は、PEFC-COC 規格が定めるリサイクル原材料の定義と一致する。（3.24）

リサイクル原材料の含有量は、適切な PEFC ラベル使用を決める 2 基準の 1 つである。（7.2 も参照）

図 23 : ISO14021 に基づくリサイクル原材料の計算

評価は、ISO14021 の 6 項に従って行われなければならない。さらに、リサイクル原材料の含有量は、下記のように計算されたパーセンテージの数字として表さなければならない。製品やパッケージにおいてはその中のリサイクル原材料の含有量を直接計算する方法がないので、目減り（loss）や転換（conversion）を考慮した後のリサイクルの過程から得られた原材料の量を使用しなければならない。

$$X(\%) = \frac{A}{P} \times 100$$

X = パーセンテージで示されたリサイクル原材料の含有量

A = リサイクル原材料の量

P = 製品の量

リサイクル原材料の調達源と量に関する検証は、その購買書類や入手可能なその他の記録の使用を通じて実行することができる。

2 「PEFC 管理材」原材料に関する PEFC 主張の仕様書

2.3 PEFC 管理材投入原材料

PEFC 認証原材料と同様、「PEFC 管理材」主張を付して販売された製品には、認証原材料（PEFC の DDS が免除されるリサイクル原材料は除く）、中立原材料およびその他原材料が含まれてもよい。

その他原材料は、認証原材料以外のすべての林産原材料である。「PEFC 管理材」の主張が付された原材料も「その他原材料」である。

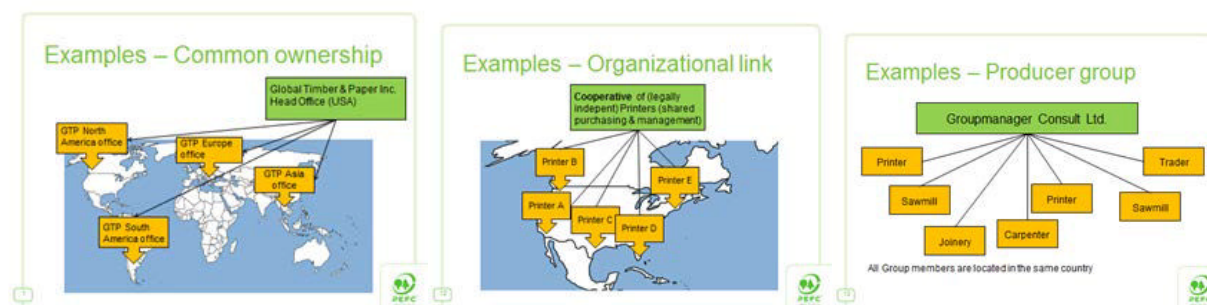
付属書 2：マルチサイト組織が実行する COC 規格

2つの定義

2.3 マルチサイト組織の種類

- a) サイトは、共通の所有権、経営、またはその他の組織的な連携によって繋がっている。ここには、国内外に複数の販売拠点を有する商社、または購買や注文処理の管理を共有する印刷会社のグループなどが含まれる。
- b) COC 認証の目的のために設立された独立法人のグループ（生産者グループ）。実際には、この種のマルチサイトはしばしば「グループ認証」と呼ばれる。中央事務所またはグループ主体は必ずではないにしろおおむね「グループマネジャー」と呼ばれる外部コンサルタントであることが多い。

図 24：異なる種類のマルチサイト組織の例



2.6 生産者グループ

生産者グループの加盟者が、該当生産者グループに加盟の日に従業員数 50 人／年間売上高 9 百万スイスフランの限度を超えた場合、その加盟者は、その限度のいずれかを超過してから連続する 2 審査の後に生産グループから離脱しなければならない。

4 マルチサイト組織が実行するこの規格の要求事項の責任範囲

正しい参考事項は下記の表 16 に示される。

表 16：PEFC ST 2002:2013 の正しい参考事項

この規格の要求事項	本部	サイト
6.2 物理的分離方式		有
6.3 パーセンテージ方式		有
8 マネジメントシステムに関する最低限の要求事項		

8.2.1 全般的な責任	有	有
8.2.2 COC に対する責任と権限	有 (d ,e が適用)	有
8.3 文書化された手順	有 (a, e, f が適用)	有
8.4 記録の保持	有 (f,g が適用)	有
8.5.1 人的資源／人員	有 (提供された行為に対してのみ)	有
8.5.2 技術的な設備		
8.6 検査と管理		
8.7 苦情	有	有

付属文書 1： 特定のプロジェクトに関わる PEFC-CoC の実行に関するガイダンス

1. 序文

このセクションは、認証原材料を使用する特定されたプロジェクトに関連してこの規格の要求事項を実行するためのガイダンスを提供する。

プロジェクト・レベルにおける PEFC-CoC の実行と認証は、継続的な認証製品の生産または商取引とに関連する認証主張と言うより、むしろ時間および場所が特定されたプロジェクトについて有効なものであるという点で特殊である。

ここに与えられた情報は、規準的な要求事項を定めるこの規格の規準部分と併せて読むべきである。

2 用語と定義

PEFC ST 2002:2013 にある関連定義およびこのガイド文書に特有の下記の定義がともに適用される。

2.1

管理主体 (Controlling entity)

管理主体とは、特別に定められたプロジェクトの全体的な管理統制をする組織である。

2.2

プロジェクト (Project)

プロジェクトとは、明確に定義された有形の製品、機能的なユニットを形成する製品の 1 部分、または機能上の 1 ユニットを形成する関連製品グループで、特定の一拠点 (site) で製造および／あるいは組み立てられたものである。(例外としては、一つの拠点で建造し、他の場所で艀装される船舶など統合された一連の拠点群がある)

注意書 1: このガイドで使用する「プロジェクト」という用語はこの規格で使用する「製品グループ」と同義である。

注意書 2: プロジェクトの例としては、船舶、新スタジアムまたは事務所ビルの建設、または、そうした船や建物などの改造などがある。「製品の 1 部分」とは、建物の屋根製造などがある。「関連製品グループ」の例としては一つの場所の建物群などがある。

2.3

プロジェクト・メンバー

プロジェクト・メンバーは、特定されたプロジェクトのための原材料や製品の調達または据付けに関わる組織である。この用語は、プロジェクトの拠点や拠点群以外の場所における製品の製造または差し替えに関わる組織は含まない。

3. プロジェクト CoC の実行の基礎

3.1 CoC 方式の適用

いかなるプロジェクトも、様々な認証率の様々な供給者を伴うものである。そのような状況にあつては、物理的な分離方式は適用できない。それ故、プロジェクト CoC は、プロジェクト全体に投入された認証原材料によって認証率が決められるパーセンテージ方式に基づくものとなり、そのプロジェクトに投入された認証原材料の割合によって単一の認証率の主張が可能となる。

3.2 パーセンテージ方式

3.2.1 プロジェクト

3.2.1.1 この規格は、CoC 規格が特定の製品グループに関して実行されることを求める。プロジェクト CoC の場合、特定のプロジェクトとは、CoC の工程が適用される製品グループであると考えられる。CoC の工程は、生産に投入され、認証率の計算に使用された (a) 認証、(b) 中立、(c) その他、の原材料の確認と数量化を含む。

3.2.1.2 プロジェクトは下記に限定される。

- (a) CoC の対象となる製品、または部分、または製品群
- (b) 該当のプロジェクトが製造されるまたは組み立てられる単一のサイト
- (c) 該当のプロジェクトが製造されるまたは組み立てられる期間

3.2.1.3 プロジェクトとは、プロジェクト CoC 主張がなされる対象である製品、建築、またはその部分である。その例が下に示される。

プロジェクトの対象範囲	CoC 主張
・ 建造物全体、例) 補助材を含むスタジアム	・ このスタジアム建築 (補助材を含む) に使用される木材の x % は PEFC 認証材です。
・ 家屋建造プロジェクト「abc」の屋根部分	・ 家屋建築プロジェクト「abc」の屋根部分に使用された木材の x % は PEFC 認証材です。
・ 船舶「xyz」丸の再建	・ 船舶「xyz 丸」の再建に使用された木材の x % は PEFC 認証材です。

3.2.1.4 プロジェクトは複数の製品 (例: 建物群) を対象範囲とすることができるが、そのような場合は、それらすべてで単一の機能的ユニットが形成される。

3.2.1.5 主張期間は、プロジェクトが製造または組み立てられる期間に相当する。

3.3 原材料カテゴリーの確認

3.3.1 管理主体は、該当プロジェクトのために管理主体が直接調達したか、または、他のプロジェクト・メンバーが調達したすべての原材料について、この規格が定める (a) 認証、(b) 中立、または (c) その他の原材料であることが確実に確認、検証されることに関する責任を負う。

3.3.2 入荷ごとに行うカテゴリー確認の対象となるのは、供給者、入荷日、入荷量（または重量）および認証原材料の認証率を含む正式主張である。

3.3.3 認証原材料の各供給者の確認には、認証原材料の供給者基準を満たしていることを PEFC 承認森林管理認証書または CoC 認証書によって検証することも含まれる。

3.3.4 プロジェクト・メンバーは、管理主体に対して、該当プロジェクトへの投入原材料の全体的な確認の一環として、すべての投入原材料の受取りに関する検証可能な情報を提供する責任を負う。

3.4 認証率の計算

3.4.1 プロジェクトについて主張する認証率は、該当のプロジェクトに投入、使用された原材料を基にこの規格の 6.6.3 項に従って単一の認証率として計算される。

3.4.2 認証率の計算は、その計算の対象に含まれるすべての原材料につき共通で単一の計量単位を基にしなければならない。プロジェクトに複雑多岐な製品が組み込まれている場合は、その様な単一の計量単位の決定が困難となることがある。もし管理主体が、正式な変換率や内部で決定する嵩や重量の共通の計量単位を見出すことが不可能であることを示した場合、その計算は単一通貨の金額に基づくものでよい。

注意書：認証機関は、管理主体による通貨価値を使用した計算の決定の正当性を査定し、量、重量、またはその他の適切で共通の条件が見出せない証拠の提示を要求する。

3.5 算出された認証率の生産品への振替

3.5.1 認証率は、この規格に従い、平均パーセンテージ方式を使って生産品（定められたプロジェクト）に振替られる。これは、算出された認証率がプロジェクト全体について適用、告知されるものであり、その構成部分についてこれをするものではないことを意味する。

3.6 製品の販売（主張の伝達を含む）

3.6.1 管理主体による認証原材料の単純パーセンテージの最終的な計算は、すべての原材料が調達、納品され、さらに (a) 認証、(b) 中立 (c) その他の原材料として確認され、プロジェクトが終了した段階で初めて行われる。

3.6.2 しかしながら、管理主体は、もしプロジェクトの企画段階で供給者との間に交わされる確約、仕様書、契約書などによってその予測認証率を示すことが出来るなら、プロジェクトが終了する前に予測認証率を表示することが出来る。企画段階における主張と納品された原材料による最終計算との間の適合性は管理主体によって行われる内部監査およびそれに続く第三者審査の際に認証機関によって検証される。

3.6.3 管理主体は、ラベルやロゴの所有者または PEFC 各国認証管理団体がこれに代わって発行する有効な許可やライセンスに基づいてのみラベルやロゴを使用することができる。

注意書 1：PEFC のロゴが使用される場合は、管理主体は PEFC 評議会またはそれに代わる PEFC 各国認証管理団体が発行する有効な PEFC ロゴライセンスを所有していることが要求される。

注意書 2：特定のプロジェクトに関連する PEFC ロゴの使用は、「製品上のロゴ使用（オンプロダクト使用）」と見なされ、認証原材料の含有率または予想含有率が 70%を超える場合のみの使用となる。

3.6.4 企画段階における認証原材料の含有率の告知およびロゴやラベル使用は、企画段階において計算された予想認証率の主張を使用しなければならない。

3.7 問題のある出处

3.7.1 管理主体は、管理主体またはプロジェクト・メンバーを通じてプロジェクトに供給された非認証品が問題のある出处からのものでないことを確実にするためのデューディリジェンス・システム（DDS）の実行に関する責任を負う。

3.7.2 問題がある出处に由来する非認証材のリスクを軽減するために、管理主体およびプロジェクト・メンバーは、COC 規格の 5 章に従って DDS を実行するために必要な情報を供給者から取得する責任を負う。5 章に従って、PEFC 承認認証書を有する供給者によって「PEFC 管理材」主張が付された納入された非認証材についてはリスク評価は不要である。

3.7.3 管理主体は、管理主体またはプロジェクト・メンバーが直接納入した非認証製品のすべての供給品に関するリスクマネジメントを実行する責任を負う。また、管理主体はリスクが「高」として分類された場合は、続く第三者または第三者検証プログラムを実行する。管理主体は、プロジェクト・メンバーを通じて納入された供給品に関して第三者または第三者検証プログラムを実行することを許す契約またはその他の同意関係をプロジェクト・メンバーとの間に締結するべきである。

4. マネジメントの責任

4.1 管理主体は、プロジェクト CoC の工程の正確な実行と維持を確実にするために、この規格に従ってマネジメントシステムを構築することが求められる。マネジメントシステムは、プロジェクト・メンバーによる行為もその対象範囲に含まれる。

この規格の要求事項に関する責任範囲

図 17：この規格の要求事項に関する責任範囲

責任		管理主体	プロジェクト・メンバー
6.3	CoC の工程 — パーセンテージ方式		
6.3.2	プロジェクトの定義／適用範囲	Yes	No
4	供給された原材料カテゴリーの確認	Yes	Yes(自社が扱う供給品に関して)
6.3.3	認証率の計算	Yes	No
6.3.4	認証率の振替	Yes	No
7	販売と情報の伝達（ロゴ使用を含む）	Yes	No
5	問題のある出处	Yes	Yes
	リスク評価	Yes	No
	第 2 者、第 3 者検証	Yes	No
8	マネジメントシステムの要求事項		
8.2	管理責任	Yes	No

8.3	文書化された手順	Yes	No
8.4	記録の保持	Yes	No（原材料の供給の記録を管理主体 に対し提供する）
8.5	資源の管理	Yes	No
8.6	検査と統制	Yes	No
8.7	苦情	Yes	No
9	社会、保健、安全の要求事項	Yes	Yes